## 1. 議事日程

〔令和4年第2回安芸高田市議会6月定例会第6日目〕

令和 4 年 6 月 1 5 日 午 前 1 0 時 開 会 於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第47号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)

日程第3 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南	澤	克	彦	2番	田	邊	介	三
3番	山	本	数	博	4番	武	尚	隆	文
5番	新	田	和	明	6番	芦	田	宏	治
7番	山	根	温	子	8番	先	Ш	和	幸
9番	児	玉	史	則	10番	大	下	正	幸
11番	山	本		優	12番	熊	高	昌	三
13番	秋	田	雅	朝	14番	金	行	哲	昭
15番	石	飛	慶	久	16番	宍	戸	邦	夫

- 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4. 会議録署名議員

5番 新田和明 6番 芦田宏治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

石 丸 伸 二 副 市 長 市 長 米 村 公 男 危機管理監 教 育 長 永 井 初 男 松崎博幸 行 森 俊 荘 総 務 部 長 企 画 部 長 猪掛公詩 市民部長内藤道也 福祉保健部長兼福祉事務所長 大 田 雄 司 産 業部長 森岡雅昭 建設部長 河 野 恵 近藤修二 教 育 次 長 宮 本 智 男 消防 長 財 政 課 長 沖 田 伸 二 総務課長 新谷洋子 政策企画課長 高下正晴

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事 務 局 長 毛 利 幹 夫 事 務 局 次 長 久 城 祐 二 総 務 係 長 藤 井 伸 樹 主 任 主 事 山 口 渉  $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 午前10時00分 開議

○宍 戸 議 長 定刻になりました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○宍 戸 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において5番新田議員、及び6番 芦田議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 議案第47号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号) ○宍 戸 議 長 日程第2、議案第47号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第2 号)の件を議題といたします。

本案は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

金行予算決算常任委員長。

○金行鸞鸞紅舞 予算決算常任委員会委員長報告を行います。

6月10日付で本委員会に付託のありました、議案第47号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)」の審査結果について報告いたします。

付託されました議案について、6月13日に委員会を開き、審査をしました。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億8,978万6,000円を追加し、予算の総額を200億5,473万円とするものです。 補正の主な内容は、次の2項目になりました。

まず1点目は、通常分として、「官民連携手法検討調査業務委託料」や、「企業連携推進事業補助金」などを増額、2点目は、新型コロナウイルス感染症対策として、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業費」や、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」などの増額が主なものでした。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は、次のとおりです。

総務部の審査においては、委員より、「住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金の対象件数は、どのくらいを見込んでいるのか。」との 質疑があり、執行部より、「800世帯を見込んでいる。」との答弁があ りました。

また、委員より、「コロナ対策の給付金はこれまでもあったが、その 都度、システム改修をしないといけないのか。」との質疑があり、執行 部より、「制度に変更があれば、システム改修が必要となる。今回の場 合、令和3年度分の未申請の方のほか、令和4年度で非課税の方が対象と なり、改修が必要である。」との答弁がありました。

また、企画部の審査においては、委員より、「官民連携手法検討調査業務委託料について、最終的な成果品はどのように利用されるのか、説明を求める。」との質疑があり、執行部より、「国の事業を利用し、観光関連施設について、官民連携の手法を、検討するよう考えている。特に、神楽門前湯治村をはじめとした、観光施設の経営改善と、魅力を増進する形ができないか、検討するものである。」との答弁がありました。

教育委員会の審査においては、委員より、「毛利元就郡山城入城500年記念協賛事業補助金について、既存の事業だけでなく、新規の事業も対象となるのか伺う。」との質疑があり、執行部より、「当然新規の事業も対象とする。」との答弁がありました。

そのほか「歳入、歳出」について審査した結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第47号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○宍 戸 議 長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍 戸 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 これより、本案に対する討論を行います。討論はありませんか。 (討論なし)

○宍 戸 議 長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)」の件を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

日程第3 一般質問

○宍 戸 議 長 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間に含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」などの発言をし、明確に分かるようにお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

6番 芦田議員。

○芦田議員 6番、芦田宏治です。

通告に基づき、大枠3点について、質問します。

最初に、ひろしま安芸高田神楽大阪公演について、質問します。

市は、ひろしま安芸高田神楽の東京公演を平成23年から令和元年まで、9年連続で開催しています。令和2年と3年の2年間は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、公演は中止となりましたが、今年度、関西圏では初めてとなる大阪公演を、先月の5月14日に開催しました。当日は、メルパルクホール大阪の会場が満員となるほどの盛況であったと聞いていますが、大阪公演の成果について伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 今回の大阪公演ですが、計画どおり十分な成果が上がったと評価をしています。

初めての開催地となりましたけれども、もう事前に周辺自治体、それから J R 西日本といった企業へ宣伝活動等を行いまして、当日は、先ほど説明がありましたが、満席を達成することができました。

同時に、事業の収支を大幅に改善させました。従来の東京公演は、500万円から1,000万円、毎年市が持ち出しをしていました。これを今回、200万円まで圧縮しました。ほかにも、オーストラリアの総領事をお招きするなど、インバウンドの再開を見据えた足がかりを築くことができています。また、甲南大学との連携によって、ファン層の拡大、その取組も始まっています。

このように、従来とは大きく異なり、非常に収穫の多い事業であった と捉えています。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 今、説明がありましたように、非常に大きな成果があったかと、それから、経費が節減できたというのは、非常によかったと思います。 次の質問に移ります。

10回目の公演といっても2年間のブランクがあり、大阪公演は初めてだったので、反省点や今後取り組むべき課題もあったのではないかと思います。反省点や課題があれば、伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

〇石 丸 市 長 事業として反省点らしい反省点はありません。それほど見事に完遂できました。

これまで、いろんなところで、私、仕事をしてきました。その中でも今回は、かなり高い目標を設定したつもりです。正直、6割から7割ぐらいできたらいいかなと、御の字だなと思ってたところはあるんですが、実際としては9割9分できたと捉えています。これは、ここにいる部長をはじめ、産業部が中心となって職員が成し遂げた手柄です。大変誇りに思っています。

その上で、今後の取組についてお話をしますと、まずは関西での露出を増やしていきます。今回、周辺自治体の首長、市長や町長と接点が持てましたので、さらにコンタクトを密に取っていきます。具体的には、新たな公演の企画、大阪公演のように、ほかの場所でも公演をやってみると。または、それぞれの自治体にうちの神楽団を呼んでもらうと、招聘してもらう、これにつなげていく考えです。

さらには、2025年に大阪・関西万博、これが控えていますので、何とかここで、神楽公演を実現したいと思っていまして、既にその関係組織にコンタクトを取っているところです。

加えて、先ほどお話をしたんですが、収支のさらなる改善を考えています。理想としては、収支ゼロ、さらには黒字に持っていく、少なくとも黒字化が視野に入るところまではできるんじゃないかなと思っています。そうすれば、次はこれを民間事業者に渡すことが可能となります。これによって財政負担をなくし、持続可能な形が実現できると考えています。

こうした取組を通して、この神楽公演を単なる財政支出ではなく、市 の活力に転換していく考えです。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 99%完遂できたのなら、大変よかったと思います。まずは収支ゼロ を目指してほしいと思います。

来年度以降のひろしま安芸高田神楽公演の計画について伺います。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 来年度以降につきましては、同じく、本年度と同じくですね、大阪公 演を引き続きやっていきたいと考えております。さらには、先ほど市長 も答弁いたしましたが、関西圏、大阪以外もですね、広げていきたいと いうところを考えております。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 次の質問に移ります。

大阪公演の成果を神楽門前湯治村の観光客増につなげていくだけでなく、安芸高田市の観光全般に影響を与えていくことが重要だと考えます。特に来年は、毛利元就の郡山城入城500年の大きな節目を迎えます。神楽ファンの拡大と併せて、市内の観光施設に波及効果を出すために、どのような施策を考えているのか、伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 今回の大阪公演は、安芸高田市の観光全般ではなく、広島県の観光全 般に好影響を与える狙いで実施をしています。これは答えをはぐらかす 意図ではないんですけれども、そうした狙いから、自治体や領事館を回 って、広島の伝統として神楽をアピールしてきました。だからこそ、今 回初めて、広島県の副知事を来賓としてお招きすることができたと考え ています。

今後につきましては、JR、それから旅行会社と連携をしまして、まずは関西からの誘客に注力します。もちろん、神楽門前湯治村というのが、安芸高田市においては最初の目的地になるわけなんですけれども、そこから全市的につなげていくというのも考えていきます。

少し大きい話をすれば、同時に、来るべきインバウンドの再開に向けて、やはり広島神楽という受皿を強化していきたいと考えています。すなわち、安芸高田市の観光事業にとどまらず、広島の、そして日本の観光産業に、その振興に貢献できると考えています。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 先ほど市長から答弁がありましたけど、商工観光課の神楽公演の報告書の中でも、2025年4月から10月の期間、大阪府で開催されるExpo2025大阪・関西万博へのひろしま安芸高田神楽の出演も目指すとしています。安芸高田神楽は、フランスやブラジル、メキシコなどの海外公演でも高い評価を受けた実績があります。大阪万博にぜひ出演して、安芸高田神楽の魅力を発信してほしいと思います。

次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、広島県では緊急事態宣言の発令や、まん延防止等重点措置が適用されるなど、神楽門前湯治村やたかみや湯の森など、市内の観光関連の施設は非常に厳しい経営を余儀なくされています。ワクチンの接種が進んでいるとはいえ、安芸高田市では1月から5月までで、1,000人を超す感染者が報告されています。安芸高田市独自の新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策期間も、6月13日から7月3日まで延長されています。

このような状況の中、令和4年度の施政方針で、神楽門前湯治村などの観光施設については、経営分析に基づいた採算の改善に取り組みつつ、施設の改修を含め、運営方針を検討すると言われています。今年度の具体的な改善計画と施設の改修計画について伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、経営面、中身といいますか、ソフトのところなんですけれども、 先ほど経営分析と御指摘があったんですけれども、この結果、一言で言 えば、神楽門前湯治村というのは、神楽の事業はほとんど問題がありま せん。ではなくて、採算が悪いのは、実は飲食・宿泊のほうなんですね。 本来、お金が稼げる、稼ぐべきの事業で赤字になっているというのが施 設の実態です。

ですので、今のところは不採算部分の洗い出しを行いまして、順次、例えば、飲食事業で言えば、メニューの見直し、これらに取り組んでい

ます。

また、ハードのほうですね、施設改修等のほうでは、先日御案内しましたが、国交省の支援事業、これを使って、PFI等の導入ですね、民間活力を使いながら、これから先もしっかりと使える、観光に役に立つ施設に生まれ変わるよう、図っていきたいと考えています。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

〇芦 田 議 員 引き続き、経営改善に積極的に取り組んでもらいたいと思います。 次の質問に移ります。

今回の神楽公演に当たっては、近畿や京都の広島県人会やふるさと応援の会関西地区を中心に、多くの団体や個人から支援や協力をいただいたと聞いています。また、市長や副市長をはじめ、実務担当者が一体感を持って取り組んだ結果が成果につながったのだと思います。

それに加えて、会場に来られた多くの方を感動させたのは、何と言っても高宮町の羽佐竹神楽団のすばらしい舞があったからだと思います。 安芸高田市には神楽団が22団体ありますが、コロナ禍の影響により、神楽を公演する回数が激減して、どの神楽団も非常に厳しい運営を余儀なくされているのが現状です。

市として、何らかの形で神楽団が活動しやすいように支援をすること はできないか、伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 財政支援、直接的な支援ですね。これについては考えていません。なぜかと言えば、これは痛み止めだからです。だんだん効かなくなります。 そして、切れたときにショックが大きくなってしまいます。ですので、極力、できる限り使わないほうが安全です。

> そうではなくて、神楽団を支援する、支える方法としては、やはり公 演する機会の創出、これを通して活動を応援していきたいと考えていま す。神楽門前湯治村に限らず、市内外、県内外のいろんな場面で神楽が 公演できるよう、あらゆる手段を講じていく考えです。

> 1つの理想、究極的な目標なんですけれども、やはり目指すは世界の舞台だと思っています。世界に持っていけてよかったねと、自慢できて満足という話ではなく、例えば今、日本のウイスキー、物すごい高騰してます。値上がりしました。なぜかというと、海外で人気が出たからです。やはり、需要があふれる海外のマーケットで価値を認められてこそ、それがマネタイズされる、収益化できるんだろうと思いますので、何とか世界に私たちの誇るこの伝統文化、神楽を届けたいと思っています。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 神楽団の協力なくして、安芸高田神楽の発展はないわけですから、 市と神楽団、地域が一体となって活動を支えていくことが大切だと思い ます。

2番目の質問に移ります。

毛利元就の郡山城入城500年の記念事業と登山道などの整備について、 伺います。

最初の質問です。

来年は、毛利元就の郡山城入城500年の節目を迎えます。コロナ禍の 影響で、この2年間は、市内でのイベントや地域の行事などの多くは、 中止や自粛、規模の縮小となり、なかなか元気が出ませんでしたが、郡 山入城500年の記念イベントに向けて、観光客が増えて、安芸高田市全 体が元気を取り戻すきっかけになればと願っています。

500年の記念イベントを成功させるには、今年の準備とPRが鍵を握ると思います。今年度実施するプレイベントと、来年度で計画している500年記念事業について、具体的な計画を伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、1年前、2021年の5月に、全職員に向けてこの500年記念事業の アイデア出しを指示しました。そしてその後、部署を横断する形で、プロジェクトチームをつくりまして、現在は企画立案を進めているところです。

今年度の事業として少し御紹介しますと、目先7月に、一心祭りで、神楽の新作「厳島合戦」の初披露、そして、8月には、今度は姉妹都市の防府市で、この「厳島合戦」を披露します。続いて11月には、文化センターを会場とした毛利元就フェスというのを考えていまして、年末年始のタイミングでは、いよいよ500年に入りますので、記念の事業を予定しています。

来年度については、来年度の予算編成ですね。秋・冬に向けて検討を 進めていきます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 6月16日の予算決算常任委員会で、毛利元就郡山城入城500年記念協 賛事業補助金500万円の補正予算が出され、今日可決されました。1事業 に上限50万円の補助金が出るということです。みんながアイデアを出し 合っていろんなイベントを実施して、毛利元就郡山城入城500年記念に 向けて、地域が盛り上がっていくことを期待しています。

次の質問に移ります。

毛利元就は27歳のときに、猿掛城から郡山城に入城しているので、当然、出発した猿掛城にもスポットが当たると思います。郡山城と同じく 国史跡に指定されている猿掛城もPRするチャンスです。

しかし、残念ながら、猿掛城は昨年8月の豪雨災害により、山腹の土砂崩落が発生し、登山道は通行止めになっています。また、郡山城も井戸のある釣井の壇から、百万一心の石碑が見つかったと言われている姫

丸壇へ行く途中の登山道が崩れ落ちており、こちらも通行止めとなっています。いずれも国史跡なので、復旧工事も通常の工事より大変だと思いますが、復旧工事の内容と復旧の時期について伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 郡山城釣井の壇から姫丸壇に向けての登山道崩落箇所の災害復旧については、先般、業者との契約を終え、今年中に現状復旧工事を終える計画です。

猿掛城については、県が実施する治山事業において、登山道も復旧する計画です。当初は、来年の5月工事完了の予定でしたが、今の現状では、2月には工事を終えられる見通しと聞いています。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 郡山城だけでなく、猿掛城についても、来年の2月ぐらいには復旧するということで、大変安心しました。

次の質問に移ります。

郡山城の登山道で急な坂道は、大雨のたびに道の中央部の土砂が流されて、V字型にえぐられています。大きくえぐられた箇所は、今は土のうを敷いて応急処理をしていますが、本丸の広場に上がる登山道は、土砂が流されてむき出しになった木の根っこが階段の代わりになっているのが現状です。子どもや高齢者には非常に歩きにくい登山道となっています。

また、旧本城へ向かう登山道も、本丸への取付口の道なき急斜面は滑りやすく、非常に危険な状況です。

今年度は、登山道整備が計画されていますが、登山道整備の工法と実施時期について伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 今年度は、墓所から本丸までのルートを中心に、登山道の整備を行う こととしています。現時点では、文化庁から現状変更の許可を得るため の書類作成を準備しているところです。整備方法は、原状復旧を原則と し、登りやすさ、安全性に配慮しながら整備を行います。許可が下り次 第、順次工事を進めていくこととしております。

目標としましては、今年の夏、文化庁からの許可をもらいたいというふうに考えております。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 県教委や文化庁との調整も要るのだと思いますが、登山道の整備に 当たっては、遺構を守ることと、中世の山城のイメージを壊さないこと が大切だと思います。

次の質問に移ります。

来年の毛利元就郡山城入城500年では、市外から多くの観光客が訪れることを期待しています。郡山城に登る観光客の大半は自家用車で来ていると考えられますが、どこに駐車すればよいのか分かりにくいという声をよく聞きます。国道54号線や県道吉田邑南線から駐車場への案内標識がないため、不案内な観光客にとって、駐車場が非常に分かりにくいのが現状です。駐車場への案内標識を設置すれば、観光客も安心して駐車できるようになると思います。

また、郡山城跡の史跡の説明板は、平成4年頃に設置されたもので、 屋根がついている垂直型のものと、屋根のない傾斜型の2種類がありま す。屋根付の説明板は30年近くたっても大きな劣化はありませんが、屋 根のない傾斜型の説明板は、縁が5センチ幅の板で囲まれており、どれ も下側に水がたまり、木の腐朽が進んでおり、見栄えも悪く、垂直型の ものと比べて、劣化の進捗についても歴然とした差が見られます。

傾斜型の劣化の激しい説明板は、郡山城に4か所あります。屋根付の 垂直型の説明板にやり替える必要があると思いますが、説明看板を充実 することや、朽ちかけた傾斜型説明板の今後の在り方について、考えを 伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 まず、説明看板につきましては、毎年予算の範囲内で補修等を行って きております。案内看板の充実につきましては、博物館付近の駐車場の 案内標識と、本丸付近の案内標識、特に帰られる方々の配慮をしながら、 設置を検討することとしております。

併せて、垂直型の案内板、さらには横型といいますか、斜めの看板については、作成経費がほとんど同じでございますので、今後、少しでも長くもつような方法の看板を検討していきたいというふうに考えております。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 説明看板も屋根付に検討していくということなので、安心しました けど、サイン計画をつくって、統一した標識や説明板があれば、観光客 にも分かりやすいと思いました。

次の質問に移ります。

令和3年3月に、郡山城跡の保存活用計画が策定されましたが、これから実施計画に入る前に、郡山城跡への登山者数の現状を把握しておくことは、郡山城を整備していく上でも非常に重要になってくると思います。

中国新聞の5月8日の島根版に、島根県安来市広瀬町の月山富田城が、2015年から7年かけて進めてきた整備事業が完了したという記事が載っていました。月山富田城の登山道には、登山者数をカウントできる登山者カウンターが設置してあり、登山者数が時間単位で測定できるようになっています。新聞記事にも、過去4年間の登山者数が記載されていま

した。

郡山城は、市内だけでなく市外や県外からも多くの観光客が訪れていますが、郡山城に登った人の数は把握されていないのが現状です。これから、郡山城を整備していく上で、登山者数の実態を把握していくことが極めて重要だと思います。郡山城の登山者数をカウントできるデジタル式の登山者カウンターを設置する考えがないか、伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 登山者数の把握につきましては、登山道整備の1つの指針になると考えております。近隣では、議員のほうから月山の紹介もございましたが、 三瓶山や宮島の弥山にカウント装置が設置されていると聞いております。 今後、設置されたことによる成果、あるいは課題等を聞き取り、投資に 見合うメリットがあると判断できれば、検討してまいりたいと考えます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 ちなみに、月山富田城を管理している安来市教育委員会に確認した ところ、登山者カウンターは約46万円ぐらいだということでした。

先日、歴史民俗博物館に行ったら、館長から、タブレットを使った郡山城デジタルガイドマップができたという話を聞きました。先ほどもデジタル式の登山者カウンターの設置について質問しましたが、このタブレットを片手に持って郡山城に登ると、GPSで自分が今いる場所を確認しながら城内をめぐることができるので、道に迷う心配がありません。また、画面を二次元、三次元に切り替えることができるので、郡山城の遺構を細かく、また立体的に見ることもできます。城の解説ポイントに行くと、音声でガイドしてくれて、元就墓所や本丸などでは、当時の地形を360度のパノラマで楽しめるようになっています。

タブレット1台500円で、子どもから大人まで、郡山城の魅力を体感できる、このデジタルガイドマップは、多くの来訪者への新しいサービスだと思いました。このデジタルガイドマップは、来訪者にはどのように周知されているのか、伺います。

〇永井教育長 つい先日、6月12日にも、郡山城ガイドツアーを開催をしたところです。定員がありましたが、午前、午後の部とも定員いっぱいの参加者がありました。

タブレットにつきましてですが、直近で言いますと、今年の6月の広報あきたかたでも紹介をしております。これまではホームページ、あるいはユーチューブの動画サイト、さらには市内外の観光施設等へチラシを配布しまして、このデジタルガイドについての紹介をさせていただいておるところです。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 このデジタルガイドマップが観光客へのおもてなしにつながってい けばと思います。

3番目の質問に移ります。

定数上の副市長の1人体制への変更と今後の市政運営について質問します。

最初の質問です。

3月定例会で、副市長の定数を2人から1人に減らす条例改正案が可決され、定数上、副市長が2人体制から1人体制になりました。この結果について、市長はどのように考えているのか、伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

〇石 丸 市 長

一言で言えば、市の未来を非常に憂慮しています。というのは、市長就任の前から、副市長2人体制を前提に、いろいろと構想を練ってきまして、就任の後、守りの要として米村副市長をまず置きました。そうした中、攻めの要が不在となれば、推進力は不足します。この危うさについて、理解がないどころか、認識すらないんではないかなと心配をします。ので、説明をすれば、今、このまちは縮小均衡の真っただ中にあります。どんどん小さくなる、ダウンサイジングしていかざるを得ないんですね。そうしたときに、推進力を欠けば、この縮小のペースは加速します。すなわち、今、このまちは、より厳しい衰退が始まったと言えます。

先日、この場で、議員定数のくだりで、報復などという言葉が出ました。 笑いを禁じ得ませんでした。

皆さん、よろしいですか。私が、例えば芦田議員をいきなりぽかっとなぐったと。普通は、いきなり何するんだ、ですよ。報復というのは、自分のほうに思い当たる節があって、初めて出てくる言葉です。語るに落ちていると思います。

よって、総じて、先ほどの議会の決断、それは浅慮であったと評価を しています。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 次の質問に移ります。

市長は、2人目の副市長については、新たな役割分担により、営業など対外戦略的等について、体制強化の構想を持っておられたようですが、残念ながらその実現を見ることはできませんでした。現在員的には、1名で従来と変わりませんが、考えられていた2人の役割分担による営業体制強化等の構想は、今後1名体制の中でどのように取り組んでいくのか、伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まずこれも、言うまでもない事実ですが、副市長の代替というのは、 おいそれとかないません。代わりがきくんだったら、副市長はそもそも 必要ないからです。ですので、やむを得ず、私と米村副市長で分担せざ るを得ません。ただし、その分だけ、当たり前ですが、守りは手薄にな り、意思決定は遅れます。

よって、市が進めている施策、事務事業、あらゆるものがペースダウンしてしまう、推進力が不足するというのは、このような意味です。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 芦田議員。

○芦田議員 営業を誰が担当するかを考えるとき、職員全員が営業担当になった 気で仕事をすれば、必ず成果が出てくると考えますが、市長はどのよう に考えておられるのか、伺います。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 もちろんその意識は必要です。私が就任以来、全職員に宛てて発しているメッセージは、ほかならぬそれです。目的意識を持つ、可能ならば採算、これは事業によるんですけれども、それも最大限意識しましょうと。

ただしです。攻めの要として想定していた副市長の代わり、これにはなりません。ですので、どうしても力を欠いた状態で、今まさに御指摘あったんですが、全職員が心もとない状況で営業していかなければならない、非常に憂慮すべき状態にあります。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 芦田議員。

○芦田議員 次の質問に移ります。

市長は、令和4年度の施政方針の中の行財政運営の基本方針で、今年度の行財政改革について、「財政においてはふるさと納税の活用などで歳入を確保するとともに、全体最適を重視した事務事業の再設計で歳出を抑制するよう努める。とりわけ、公共施設等にかかる歳出は、大きな課題だ。」としています。今年度の行財政の具体的な取組について伺います。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 行財政ですので、まず行政面からいきますと、これもお伝えしてある ところですが、市役所の開庁時間を見直すなど、市役所の運営、その効 率化に取り組んでいます。また、今年度から、危機管理監というものを 設置しましたので、災害等への対応力、この強化を図っています。

ほかにも、これは全職員が対象になるんですが、在宅勤務を運用しまして、働き方改革を進めていますので、これも組織の生産性向上につながると考えています。

一方で、財政面なんですけれども、企業版ふるさと納税、それからク

ラウドファンディング型ふるさと納税については、お金が必要な事業、 その関連先と協議を始めています。いずれも何に使うかという目的をしっかり定めた上で、その寄附を募っていくものですので、その「何のために」かというのを、今、固めている段階です。

あとは、公共施設の圧縮については、この前始まったところだと思いますが、民間提案制度、これがスタートしました。加えてもう1つ申し上げれば、少しずつ御案内していますが、上下水道料金の見直しに向けて、全体計画の策定にも取り組んでいます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員

市長は議会での説明に限らず、市の財政説明会でも、2014年に策定した公共施設等総合管理計画にあるように、公共施設の延べ床面積を、2035年までに30%削減を目指して努力するとしています。3月定例会の予算決算常任委員会で、議員の物件費の支出が大きいことへの質問に対して、担当の財政課職員は、「公共施設の総合管理計画の着実な推進というのが不可欠であると考えている。インフラ資産の老朽化に伴う長寿命化と更新に莫大な経費がかかるので、今後、物件費をどうするかということになると、答えは1つしかない。公共施設の総合管理計画を全庁一丸となって取組を進めていくことだ。」と答えています。答弁を極めて重く受け止めました。

公共施設の延べ床面積の削減について、市長の取組について、再度お伺いします。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

〇石 丸 市 長

正直に申し上げると、これまでのペースでは間に合わないと思います。 それぐらい危機が迫っています。危機的状況にあります。

今、予算、補正予算の中でも、ちょくちょく施設の改修がでてきます。 やむを得ず改修をしているというのが実情、現状です。というのは、本 来、安易に残してはならない、それをマインドセットとして、意識の根 底としておかなければならないわけです。これを改めて市民に伝え、理 解を促したいと考えています。

この前も、市役所の中で協議をしているときに、大きな箱物、これが やがて改修が必要になりますと、そのお金、今、ないですよねと、積み 立ててないんですね。そういう基金、特別な基金はありません。そのと きにどうするんですかと、ああ、起債ですと。起債という言葉がややこ しいんですが、要は借金なんですね。

この起債、借金による改修は極めて危険です。なぜかというと、私たち、今ここにいる人たちが使い切るものじゃないんですね。将来世代に箱は渡さざるを得ません。そうしたときに、人口はどんどん減りますので、要らなくなっている可能性が高いです。一方で、箱だけじゃなくて、借金も残るんですね。

要は、私の親ぐらいの年齢の人が、家建てるわと。5人家族だったんで5人分なと。いやいや、もう住まんよと。いや、つくる。その代わり、ローンはあんたの名義ねと。これ、やめてくれという、間違いなく言われます。

なので、そのような安易な改修、修繕、建て直しというのはすべきではない。この当たり前の事実を市民にしっかりと理解をしてもらう、その必要があると考えています。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 次の質問に移ります。

安芸高田市長に就任されて、8月で丸2年になります。後半の2年間の 市政運営について、市長の考えを伺います。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 先ほど申し上げたとおり、推進力を欠いた状態ではありますが、できる限り前に進めなければならないと考えています。これも何回もお話ししていますが、全ての改革は意識の改革にほかなりません。なぜ、これほどまで課題が山積しているのか、なぜ、課題が解決されていないのか、その原因を、実態を、しっかりと市民に伝え、意識の改革、これに取り組んでいこうと考えています。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 芦田議員。

○芦田議員 行財政改革を進めると同時に、いろいろな事業に積極的にチャレン ジしていってほしいと思います。

安芸高田市には、郡山城、猿掛城をはじめ、中世の山城跡が130か所以上あると言われています。毛利元就の郡山城入城500年が、中世の山城を再評価するきっかけになればと思います。

質問を終わります。

○宍 戸 議 長 以上で、芦田議員の質問を終わります。

ここで換気のため、11時5分まで休憩といたします。

~~~~~

午前10時56分 休憩 午前11時05分 再開

~~~~~

○宍 戸 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

14番 金行議員。

○金 行 議 員 14番、金行哲昭でございます。

通告のとおり、市長が就任された世界で一番住みたいまちづくりについて、1点お聞きします。

市長が就任され、2年近くになります。新しい安芸高田市、公正な政

治、公平な行政、人口減少、少子高齢化、そして財政状態の自治体を取り巻く情勢は厳しさを増している中、「世界で一番住みたいまちづくり」と言われ、といっても市長が就任されて、コロナ、昨年は大水害、いろいろなことがあった中で、1問目の質問にいきます。

政治再建として、政治の分かる化、都市の開発として未来を考えた投資、産業創出として、リモートを生かした人材の確保の3つの政策を挙げられました。現在、その政策が、市長はどのぐらい進んでいるのか、どのぐらいいっているのかというのを、まず最初にお聞きします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

〇石 丸 市 長

まず、改めて御説明しますが、私が掲げているのは、「世界で一番住みたいと思えるまち」です。これの真意というのは、これまでちょっとずつ、既にお話をしているところではあります。ただ、完全に言い切っていないのは、説明を全部尽くしていないのは、皆さんに、ぜひ考えていただきたいからです。そういうまちって何だろうと。ただ、それも、任期が半分を迎えますので、近いうちにまたお話をしたいと考えています。

御質問にお答えしますと、まず、政治再建については、道半ばという評価です。引き続き政治の見える化、そして分かる化を、一層進めていきたいと考えています。

続いて、都市開発と産業創出、これらは中期、長期の目標だと、これもこれまで何回かお話ししてきました。5年から10年かなというものです。ですので、現段階で進捗率というのをなかなか言うのは難しいのですけれども、それが何だったのかというのを、改めてお話をすると、私が選挙に出たときのビラに書いてあります。それを基に評価すれば、まず都市開発、中期的なものですけれども、書いていたのは田んぼアート、神楽門前湯治村、公共交通機関、病院、防災について言及していましたが、全てにおいて取組を着手しています。もちろん、マスタープランの策定も含まれます。

もう1つの産業創出のほうなんですけれども、これはITの活用と人材の確保に言及していました。そして実際、GIGAスクール構想の実現、そして、サテライトオフィスやコワーキングオフィスの整備によって、足がかりを築いています。

いずれにしても、全ての礎は政、政治になりますので、しっかりとまずは政治を建て直したいと思います。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員

今、半ばである、中期は5年、10年ということで、着実には、私は進んでない分があると思うので、それはやっぱり、これは今から成果が出てくるという考えがあるんですが、市長も感じておられると思いますが、まず、もう少し我々とのコミュニケーション、それは市長の気持ちもよ

く分かる、それがやっぱり市長が思われる「世界で一番住みたい」というところの必要性があると思うんですよ。ね。そこらを大事にしていかにやいけんということが、これからの市長がやろうとされている、議会も一生懸命、みんなで安芸高田市の将来も考えていっているということで、そういうコミュニケーションがもっと、その目的を通してのコミュニケーションが必要と思うんですが、そこらをどう感じられておるか、お聞かせください。

〇石 丸 市 長

金行議員の御指摘のとおりだと思います。私もコミュニケーションというのは非常に重要、必要不可欠であると捉えています。ですので、これまでも今もですね、対話というものを大歓迎しているところです。実際この場、一般質問というものも、コミュニケーションの1つであるはずです。議員の皆さん全員から質問がくることを期待してたんですけれども、残念ながらかないませんでした。大変がっかりしています。なぜ、コミュニケーションを取ろうとされないのか。これは、一般市民にはない、議員の権利です。特別な権利です。それを負託されたはずです。おのれの役割を忘れないでいただきたい。そこに座っていることを託されたわけではないはずです。

なお、苦言を呈しておきますが、対話しないと言っていないなどという言い訳は成り立ちません。結果が全て、言ったことよりやったことのほうが大事です。

もし、言ったことで全てが片づくんなら、私はやってませんで、全員 無罪です。行動で示す、これが大人の在り方です。仕事をする上で、必 要な所作だと考えています。

○金 行 議 員 当然です。行動でやって、言葉を行動でやって、その結果です。

今、一般質問のことを言われましたが、やはり市長、市長の答弁の方法にも、やっぱり、それなりのやっぱりあれが、あるんではないかという私は疑問もあるんですが、それはいろいろ今までのプロセス、いろいろございましたけね。そこらを今からは、市長が言われる今からの財政、非常に厳しいときを迎えて、いろんな財政、市長が一番気にしている財政なんですよ。それを克服するにはやっぱり、会話、つまり市民との会話はもう当然のことだから、議会とのね、会話を、極力市長も求めてくださって、我々もそれは会話はそんなしないとは言ってませんのでね。そこらを前向きにやっていくということを肝に銘じて、前に進もうじゃないですか。ちょっと一般質問では、ちょっと離れておりますが、これが一番、私は、今、市長と我々が言うところだと思うんですが、その点、どうお考えですか。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 重ねて申し上げますが、対話、会話、コミュニケーションはとても重要だと考えています。

金行議員は、出だしのところで、私の答弁に問題があるようなふうに 言われたんですけれども、一体どのあたりなのかなと。具体的に御指摘 いただければ、それも批判として受け止めることができます。これも大 事なポイントです。批判とは、具体的に、明確に、ここがいい、悪いと 言うことです。あんたが悪いというのは、これは悪口、悪態にすぎませ んので、批判をしていただきたいと思います。これこそ、議論の本質で す。

その上で、もしかするとと勘ぐるんですが、この例えば一般質問の質問と答弁、もしこの程度を落とせとおっしゃるんであれば、それはかないません。当たり前です。私は一歩も下に下りるつもりはありません。なぜならば、市民に負託をされているからです。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 決して市長の程度を落としてもらいたくはございません。市長は市長のものがありますので。程度を落とすより、理解をさせてください。そこは程度、市長のそういう方法力で理解をして、進めていこうと。その、それが市長が思われる、「世界で一番住みたい」まちづくりの根源だと思うんです。今、芦田議員のときも、着実に物は進んでいます。大や小は進んでいます。後退はしていません。ただ、一番肝心な、市長の思っている財政、いろんなこと、そして全体のことは、まだ済んでないと思います。それを過去には振り返りませんが、いろいろなこともございました。それは振り返りませんが、前に、前進するということを今、市長の気持ちを聞きましたので、私もその前進のことを加えて、これからどのように世界で一番住みたいまちづくりのために、どのようにしたら、今、芦田議員のときにも言われましたが、もう一度、市長の気持ちを、大事なことですから、お聞かせください。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 反問権を使っても切りがない気がするので、私が捉えられた範囲で、 お答えをしますと、方針は従来不変です。政治の見える化、分かる化を 一層進め、市民に実態を伝え、認識してもらい、そして理解につなげま す。この意識改革こそが、このまち、安芸高田市の未来にとって必要な 改革だと考えています。それに向けて全力を尽くします。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

金行議員に申し上げます。鉛筆は置いて。

○金 行 議 員 市長のその意気込みはよく分かりました。そういうことで、対話、会 話、それを申し上げて、2番目の質問にいきます。

やはり、世界で一番住みたいと思われるまちづくり、人口減、いつも 気にしておられます。それと同時に、高齢化の対策について、これも高 齢化を、言葉が悪いですね、粗末にするじゃなんかいうように、高齢化 もほんまにこのまちに住みたいということが必要だという考えが私はあ ると思う。それは、高校生、小学校、保育所というのはもちろん思って いるところですが、高齢化というところに、人口減に対してのどういう 思いがあるか、一点、お聞かせください。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 少しずつ、順を追ってお答えしようと思います。

まず、人口減少についてなんですが、昨年12月、山本優議員の一般質問の中で出てきました。その場で、見解、認識を確認しています。人口減少それ自体は、回避不能だと。その前提に立った上で、持続可能な形を模索しています。

例えば、中学校の統合もそうです。時代に合わせて、まちに必要な機能を残す、そのために形を変える必要はあります。

その中で、もう1つ出てきた単語としては、高齢化、高齢者だったか と思うんですけれども、これもとても重要なテーマになってきます。

現時点で、高齢化率が4割を超えてきています。そして、この数字は どんどん上がっていきます。そうしたときに、この層、高齢者と呼ばれ る層の行動変容、これは、どうしても必要になってくると思います。

私がちっちゃい頃のおじいちゃん、おばあちゃんですね。と、今のその年齢の方が、もう既に同じ生活はされてないはずです。昔、それこそ、祖父母の家にクーラーなんてついてなかったんですけれども、今はしっかりクーラー使ってます。

すごくそれは些末な例ですが、それが示すとおり、生活様式、行動の様式というものは変わります。変化し得ます。ですので、それを促していきたいと考えています。先ほど申し上げた、時代に合わせたというのはそういうことです。

1つ例を挙げれば、デジタル化ですね。今現在、スマホ購入補助金制度というものをつくって、スマホの普及を促していますが、これがどんどん進めばですね、やがてこのまちは、何歳の人でもスマホを自由自在に操っている、そういうまちになれます。それをいち早く、ほかの自治体より達成する、ここが大事です。この激変する社会において、みんなと一緒の状態だと埋没するんですね。なので、全国に先駆けて、何なら全世界に先駆けて、このまちがその最先端、ここを進むことに意味があると考えていますので、もう1回引き直すと、高齢者、その年齢層の方々の行動変容、これをしっかりと促し、言い方を変えると、サポートしていきたいと思っています。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 まさしく、高齢化に対してのスマートフォン、私も感動しております。 それをその上に、もうその上に乗る、あれを予約された方、また講習会を開きます。市長、その上に、孫じゃ、兄弟からも買ってもらってって人にも、講習会はいいですよということは言っておられますかね。そこら辺はね、補助金を出した方にするより、持ってって、宝の持ち腐れやっておられる方もいらっしゃるんですよ。そこらを配慮したらどうですか。お答えください。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 金行議員のおっしゃるとおりだと思います。スマートフォンなんですけれども、実態は、通話ぐらいしか使ってないという話は、私の近くでもよく聞きます。ですので、そうした方々に向けたスマホ教室、この開催を今、計画をしています。ただ、今現在やっているのは、あくまでもスマホを新たに買う人、補助金をもらって買う方に向けて、せめてここからスタートしてくださいねという出発地点、スタート位置を示すための事業ですので、それとはまた分けて、既にお持ちの方、この方々のデジタル化もサポートしていきたいと考えています。

○ 宍 戸 議 長 答弁を終わります。 金行議員。

○金 行 議 員 私の一般質問も、そう的は得んかったか分かりませんが、とにかく会 話をね、重視して、議会も市民も市長も、おられる執行部の方も、安芸 高田市を立派にしようということは1つです。会話をどんどんすること にしましょう。

私の一般質問を終わります。

〇字 戸 議 長 以上で、金行議員の質問を終わります。 続いて通告がありますので、発言を許します。 2番 田邊議員。

○田 邊 議 員 2番、田邊です。

通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

が、質問の2番について、議員定数の条例改正についてという部分なんですけれども、先日の6月10日の議案審査の際に、同様の質問を全てさせていただきまして、丁寧な答弁を頂きましたので、2番の質問については取り下げさせていただきます。

では、1の質問に入ります。

「広報あきたかた」についてです。

「広報あきたかた」5月号12ページの「市政の動き」に、「無くならない居眠り」として、「議員の居眠りとおぼしき様子が確認されました。」と書かれています。「おぼしき」とは、「思われる・推測される」という意味であり、事実なのかどうか、分かりません。

事実確認をされたのか、伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 事実確認というのが何なのか、反問しようかと思ったんですが、先に 私の見解をお伝えしておきます。

> まず第一に、私自身が現場を確認しています。広報誌の中で言及したのは、予算決算常任委員会だったと思いますが、予算の審議の場です。 当然、議員の皆さんにとっては、1年間で一番大事なタイミングですが、 実は、市長、私は、あの間、やることがないんですね。全部知ってる話 を説明します。時々聞かれて答えることもあったりはしますが、基本的 にはただただ聞いているだけです。ですので、様子を見て、15人ですね、 見て、手元にメモを、時間を記録しました。それが1時間のうちに15分 という根拠です。

それでも足りないというのであれば、ここに座っている執行部に聞いてみましょうか。今まで、議員の居眠りを見たことがないという人は、 多分1人もいません。残念ながら、これが現実です。

加えて、3月29日付で議長宛てに、不適切な事例が発生しないよう、 議員へ指導を要請するという通知を送っています。これについて、特に 反論や異議申立てはありませんでしたので、事実として受け止めていま す。扱っています。

なお、これらは、なぜわざわざ言ったかというと、内容が真実であるか、真実と信じるに足りる相当な理由があるという、名誉棄損の免責事項の1つですので、その観点からお話をした次第です。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 市長自ら確認されたということなんですけれども、ただ、居眠りとい うのは、非常に、例えば目をつぶっていたから寝てたのかというわけで はないと思います。

先日ですね、ちょっと、とある会、ちょっと私は出席できなかったんですけれども、出られた議員さんの様子をですね、ちょっと聞きまして、寝てんのかなと思ったら、拍手をする際にはちゃんと拍手をされてて、ああ、起きてたんだと思ったという方がおられまして、目をつぶっているとか、単にうつむいているとかだけでは、なかなか判断できないのではないかと思うんですけれども、その、どういった部分で、その本当に寝ているのかどうかというのを判断されるのか。

というのは、私は席が一番前なので、後ろの様子というのは確認することができません。皆さんが、どういう状態であるのかというのは、見ることができないんですが、ただ、自分自身がいろんな質問、答弁、また執行部の方の説明を聞くときに、できるだけメモを取りたいと思います。なので、その言葉を発してらっしゃる方のほうを見るより、もうとにかく下を向いて、メモを取り逃さないように、常に取り続けているわけではないので、下を向いたままで集中して聞きたいときというのがあるんですね。そういう場合、じゃあ、あいつずっと下向いてるから寝て

んのかって言われると、実はそうではないということもあったりすると 思うんですが、もう本当にこいつは寝てたんだと思った何かというのは、 一体どのようなところでそう思われたのか、お伺いします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

〇石 丸 市 長 これは次の質問ではなく、先ほどの続きという認識ですよね。よろしいですね。

1時間の間に通算15分、同じ姿勢で固まってた、その状況を指してそのように評価しました。この一般質問、また続きますか。先ほど、金行議員への答弁で、程度を落としたくないと言ったばかりなんですが、こんな話を続ける場ではないと思いますが、一般質問というのは。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 先ほどの金行議員の答弁の中で、市長がそうおっしゃられたことは、 重々承知しております。ただですね、先ほど、またこれも金行議員の答 弁の中でですね、批判とは、ここがこう悪い、ああ悪いというのをちゃ んとしなさいという、それをしっかり言うべきだというふうにおっしゃ られてました。常々、市長はですね、根拠のないことは誹謗中傷だとい う言葉もおっしゃられております。そういった意味で、寝ていないのに、 寝てた、居眠りをしてたというふうに書かれる方というのは、それは本 当は自分は寝てないのにと思えば、それは誹謗中傷だと感じるのではな いかというふうに感じます。

それ、ちょっと次の質問に移ります。

市長は、寝てたというふうに思われたということなんですけれども、 それならば、なぜ、「おぼしき」という表現を使ったのか、お伺いいた します。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 金行議員との話の中で、お伝えしたとおり、明確な、具体的な根拠が ありますので、それをお伝えします。

私が申し上げるのも変なんですが、2020年の10月に、議会が見解を示されてますので、読み上げます。

単に居眠りをする場合のほか、持病による場合、眠気等を伴う薬の服用に場合、体調不良による場合などが、居眠りっぽい動作として挙げられています。したがって、広報誌の中では、具体的にそれらに共通する、目を閉じたまま何ら身動きのない状態と説明をしています。もっとも、この目を閉じたまま何ら身動きのない状態というのは、客観的かつ一般的に居眠りと評されます。

で、ですよ。いやいや、目をつぶっていただけだと、その言い訳は結構なんですが、御自身の立場を改めてよくよく考えていただきたいと思います。市民の代表として、給料をもらってここに来てるわけです。

「李下に冠を正さず」という言葉、あります。御存じですか。今、石飛 議員、ううんってされたのは知らないってことですか。

李下というのはスモモですね。実がなっている下で冠を触ろうとする、 それはスモモを取ろうとしているように見えるから、賢い人はやらない でおこうねというのが、「李下に冠を正さず」という言葉です。

この場において、議場という神聖な場において、目を閉じる、ずっと 止まったままいる、それは本質的にすべきではない行為だと考えていま す。

ちなみにですが、政治家とはどうあるべきか、1ついい例がありました。昨年だったかなと思うんですが、バイデン大統領、アメリカの大統領ですね、COP26という国際会議に出席した際、20秒、たった20秒、この姿勢で目を閉じただけで、居眠りだと批判されました。それが、政治家が置かれている立場だと思います。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 田邊議員。

○田 邊 議 員 疑わしき行動は取るなというふうに理解をしました。

そういった中で、やはり市長がそういうふうに、居眠りをしたと感じられて、それを掲載されて、またそれを、通知を出したけれども、それに対して議員自らが異議を唱えていないので、やはり事実だったのかというふうに認識されたというふうに解釈をしたんですけれども、それで間違いはないでしょうか。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石丸市長 はい、そのとおりです。

もう少し付言するならば、その例えば疑惑であるならば、それについて説明する責任があるはずです。これは、議会基本条例に書いてあります。疑われる行為をするなと、疑われたときには説明しろと、私が教える話じゃないと思うんですが、それぞれ自覚を持って対応していただきたいと思います。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 田邊議員。

○田邊議員 では、次の質問に移ります。

この「市政の動き」の中でですね、「常習化しています」と書かれております。しかし、13ページのですね、「主な動き」の中には、先ほどおっしゃられました書面通知で、3月29日に「議会へ適切な対応を要請」と書かれています。

常習化しているというふうに感じておられたなら、もっと早いタイミングで対応を求めることができたのではないかと思うんですけれども、このタイミングで要請をし、掲載をされた理由を伺います。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。 ○石丸市長 田邊議員はいろいろと分かった上で水を向けられているのかなと、お人が悪いなと、ついつい思ってしまうんですけれども、先ほど申し上げた、2020年10月の議会の見解の中には、居眠り及び体調不良が生じた際の対応というくだりがあります。その中で、本人の申出、議長、委員長の議事整理、そして議員間の配慮が挙げられています。全て議員皆さんに対しての対応の要請ですね。

この事実が示すとおり、居眠りへの対応というのは、本来的に執行部の仕事ではありません。起きてますか、元気ですか。健康観察をさせる気ですか、我々に。

私の見解としては、この神聖な議場で居眠りをする、居眠りが疑われる行為を取るというのは、それこそ品性が疑われると思います。個人の品格の問題だと言う方、いるかもしれませんが、そんなわけにはいきませんよ。市民の代表で、皆さんここに来てるわけですから。

その意味で、こうした事態が一向に改まる気配がなかったため、しぶしぶ、やむを得ず通知書を送った次第です。

もっと早くにと、市民の方が言うんならまだ分かりますが、議員のほうからそれを言ってしまうと、責任転嫁にしかならないと思います。この失態で問うべき、問われるべきは、議員本人、そして、議事進行している議長、委員長の責任であるはずです。議会の中で、議員の皆さん自身でしっかりと片をつけていただきたいと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 以前から、そういった行為が見受けられたのだが、それは執行部から ただすのではなく、議員の議会として取り組んでいただきたいという思 いがあったというふうに、今の答弁を感じたのですけれども、ですから、 いわゆる「おぼしき」という表現を使ったり、したのは、市長が常習化 したと感じるようになるまで、対応を要請しなかったというのも、これ はいわゆる事実がどうか、はっきりしないからしなかったというわけで はないという認識でよろしいでしょうか。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

〇石 丸 市 長 違います。

先ほど、違うと、そうではない理由で説明したと思います。戻りましょうか。

「おぼしき」と言ったのは、居眠りその他があるからです。居眠りの 定義はそもそも難しいんですね。寝てたかと言われれば、いやいや、そ の意識はありませんと、それは寝てたから意識ないよねと、この禅問答 というか、妙な謎かけに陥ってしまいます。ですので、事実として私が 確認したのは、目をつぶって動かない状態が続いてたと、それをもって 居眠りと評価した、これが事実です。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 はい、またね、これも、先ほどの金行議員の答弁の中に、ちょっと出てきたことなんですが、政治の再建には、市民の意識改革が必要とおっしゃられました。今回のことを、「広報あきたかた」に載せた、こういった形で掲載させたというのは、いわゆる議会が、議会自らただしてくださいということではなく、市民への周知の意味合いが強いというふうに認識してもよろしいでしょうか。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 これもわざわざ私に言わせるのかと思うんですが、議長宛てに通知書を送っています。先ほどもここで申し上げたとおり、本来的に議会の内部で片をつけるべき問題です。なので、まず第一に、意識を改めるべきは、ここにいる、議長を含め16名の議員の皆さんだと思います。

以後、居眠り、もちろん、居眠りが疑われるような行為も一切慎んでいただきたいと思います。これは決して高い要求ではないと思います。小学生だって注意されてますよ。当たり前のことです。当たり前のことを当たり前にやる。まずそこから始めていただきたいと思います。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 田邊議員。

〇田 邊 議 員 問題があるならですね、議会、議員自ら、律することは非常に重要だ と思います。

ただ、今回のこの件についてなんですが、実は、「広報あきたかた」を見るまで、我々も、我々といいますか、知らなかったというのが現実でございます。実際に、市長から、3月29日に「議会へ適切な対応を要請」というふうに書かれてるんですけれども、そういった要請があったことも知らなかったということがあります。もちろんそれは、執行部の落ち度だというわけではないので、それは議会の中でただしていかないといけない部分だとは思うんですけれども、そういった政治の再建、もちろん議会と、またそういったところをですね、市長自ら市民に訴えかけられることが、市民の意識改革だということは、非常に納得、理解できる部分はあります。

ただ、これも先ほど、金行議員がおっしゃられた、いわゆる議会とのコミュニケーション、これを、こういった問題がありますよというのを、いわゆる書面だけで出していても、それが全員に伝わっていないという事実があるんですが、そこを今後、変えていこうとか、こういう形のコミュニケーションが取れないかなというふうな、もしお考えがあれば、御答弁いただきたいと思います。

〇石 丸 市 長 結果として、御質問に答えない形になってしまいますが、あらかじめ お断りしておきます。そもそもの前段が間違っているからです。 田邊議員が今お話しされたとおり、執行部の落ち度では全くありません。こちらの通知が議員の皆さんで共有されていないというのは、ただただ議長の責任、落ち度です。したがって、コミュニケーション、対話の方法を改める、その意思を私のほうに今、問うていらっしゃいますが、まずは議長を替えるところから始めてはいかがでしょうか。それが私からの問いかけになります。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 非常に答えにくい、反問権ではないので、答える必要性があるかどう かというところはあるんですけれども、議長を替えるということではな くですね、議会そのものが、もっとよりよい方向に進んでいくべきであ ろうと、常々思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○宍 戸 議 長 以上で、田邊議員の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

13番 秋田議員。

○秋 田 議 員 13番、無所属、秋田でございます。よろしくお願いいたします。

午前中は来ないだろうと思ってたので、少し心の準備ができておらず、なおかつ私の質問が少し今までのタイプの質問と違うのかなという意識の基で、質問を、通告いたしておりますとおり、2項目について質問をさせていただきます。

まず、大枠1点目でございます。

農業振興対策についてということでございます。

本市の農業における将来展望を考えるとき、喫緊の課題は、農業従事者の高齢化や担い手不足による「労働力不足の深刻化」が挙げられると思います。また、農家の高齢化・減少が今後も続くであろうと予測される中では、耕作放棄が加速し、農地が適切に利用されなくなるとの懸念がございます。

こうしたことへの対応・対策に取り組むことは、今後の本市の農業振興に大きく寄与するだろうという観点から、以下の2点についてお伺いいたします。

まず1点目でございます。

労働力不足対策の一案として、農作業を代行する「農業支援サービス」が全国的に広がりつつあると聞いております。農水省もこのサービスの定義として、「農作業や農業経営をサポートする有償のサービス」とし、作業受託・機械設備の供給・人材供給等に分類しています。

これを活用した取組を検討できないかということで、見解をお伺いいたします。

①本市では、JA広島北部と連携して、農家のニーズに合った取組を されてはどうかと思うのですが、現況で既に取り組んでいるというよう な実態があるのか、まずお伺いしたいと思います。 ○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

〇石 丸 市 長 実態は既にあり、そして取り組んでいます。実施をしています。詳細 については、部長から答弁を行います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

本市の取組でございますが、JAと連携し、担い手対策として、農業者からニーズの高い農業用機械・設備の助成を、JA部会を通じて周知をいたし、取りまとめを連携しております。

また、中小農家への農業機械の供給として、JAが行っております農 機具リース、これがございます。

そのほか、中山間地域のような生産条件が不利な農業生産活動の省力化を図るため、JAと連携し、スマート農業の実証実験を行っており、新技術が農業者のニーズに添うものかどうかを検証しております。

昨年度は、ドローンを活用した葉色診断、葉の色ですね、この診断による追肥の散布を行い、本年度はICTによる水管理の省力化、衛星画像によります生育予測等を行っております。これは高宮町、ハラダファーム本多さんの農地におきまして、100~クタール規模、この水稲栽培における農作業の省力化実証実験を行っております。

また、新規農業者確保に向けまして、農業者技術大学校への修学支援にも取り組んでおります。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員

ただいま答弁を頂いた中で、既に取り組んでいるという中身の内容については、いわゆる担い手対策と機械の設備助成、それから農機具リース、スマート農業の実証実験ということでございました。私もそれはそれとして、農業支援サービスの一環だというふうに思いますが、現況で私が思っているのは、防除等、さっきドローンの話がございまして、そういうのは1つに挙げられるというふうに私も考えます。

私が提案と言ったらおこがましいんですが、提案したいのは、JA広島北部と市が連携した取組、いわゆる農業支援の取組をされてはどうかというのが、基本的な質問の内容でございます。

なぜJAということなのかといったら、周知のとおり、JAと農家のつながりは、それはもうかなりの強いということだという認識の中で、そういった取組、農業支援サービスですね、国が言っているようなサービスに取り組んだらどうかということでございます。

JAもですね、県内統合を目指されているという状況の中で、この農水省が農業支援サービス、事業育成対策ということで、令和4年度も1億円予算を計上して、農業支援サービス事業体の新規参入であったり、新規事業の立上げ当初のビジネス確立等を支援するということをうたわれております。こうした取組は、先ほどスマート農業のお話もございまし

たけれども、スマート農業導入支援事業、国のですね、とともに、これ は今後も恐らく計上されていくことだろうと私は予想しております。

さらにつけ加えると、政府、国のほうは、食糧、農業、それから農業基本計画の中で、先端技術を活用した、いわゆるIT活用の作業代行、自走で田植えができたりとか、トラクターであったりとかいうようなものだと思うし、それから、シェアリング、リースですね。リースはうちも既に農協とやっているとおっしゃっておりましたけれども、貸出しですか、リース。それから、食品関連事業者と連携した、いわゆる一番忙しい時期の収穫作業等の、いわゆるこれを次世代型の農業支援サービスというふうに言っておりますけれども、先般、庄原の高校で、こういったことが新聞にも、昨日、14日に取り上げてあったと思うんですが、こういうことも取り組んでいるということがございました。

この農業支援サービスの定着を促す方針ということが、農業基本計画の中にもうたわれてある以上は、国のほうもこの支援をしていくだろうという観点で、それを利用していくことが大事なんじゃないかというふうに思いますし、JA広島北部と市が連携する具体的な内容は、農水省の定義と同一のものであるというふうに思います。農業現場の厳しい人手不足に対する、作業期に応じた人材派遣、ドローン防除等の作業受託、スマート農機導入コストの課題等に対する農機のシェアリングなどで、国の強い農業づくり総合支援交付金の中で、農業支援サービス事業、支援タイプというのがございますが、等を活用して、計画性を持った取組をされてはというふうに思うんですが、それが私がお話ししている農業支援サービスにつながるんではないかというふうに考えるんですが、再度市長の御見解をお伺いいたします。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 ちょっとすみません。質問の核を見失いつつあったんですけれども、 若干次の御質問にも関わっていたかなと思うので、少し切り分けて答弁 しますと、御指摘のとおり、分業、協業をもっともっと進めるべきだと 考えています。これは既にほかの産業、例えば製造業なんかでは当たり 前に行われてきたものです。それを農業においても実装していくと、こ の流れで考えています。

> その際に、先ほど部長から説明があったのは、基本的に農協、JAと タイアップしてというものだったんですけれども、それに頼らない、ま た別の事業体との連携も、その活用も考える必要があると捉えています。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 今、JAに限らず、そういった支援サービス事業の取組も検討してい く必要があるであろうという答弁だったんで、それは今後、もう少し市 長の取組等も見させていただきながらやっていきたいと思います。 次の質問に移ります。 ②として、取組を検討するに当たり、本市での課題についての見解を お伺いいたします。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 今後の取組を考えた際に出てくる課題、それが実は、まさにこの農業 支援サービスを行う事業体の確保です。現状、市内にはそうした業者と いうものがないというふうに聞いています。ですので、まずは農業者の ニーズを把握し、それに応じた事業者を募る必要があります。

同時に、市内においてそうした事業者を育成していく、または既に市外で、ほかで活動されている事業者を安芸高田市に呼び込む、この二軸で進めていく考えです。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。 秋田議員。

○秋 田 議 員 この事業自体、市内には今のところそういう支援サービス等はございません。私もそういうふうに思います。

この事業に取り組むに当たり、人手不足や高齢化に悩む、農家の、先ほどございましたニーズは、少し高まって利用は拡大しているが、全国的にですよ、利用は拡大しているが、既に取り組んでいる事業者、今、ここにはないということですが、そこの中の課題では、やっぱり一番は認知度だということと、そこの業者にとっての稼働率、これが問題だということだそうでございます。

農水省が先ほど来話をしている支援サービスは人材供給、ドローン等の防除、大型機械の一斉収穫などの専門作業受注、それから大型農家のレンタルの機械設備供給、それからスマート農業技術の提供なりの4分類し、2021年度に農業支援サービスに係るニーズ等、調査結果というのを出されております。それによると、認定農業者や法人の代表者ら、いわゆる担い手農家、約1万3,000人のうち、53%がこうしたサービスを利用しているという回答がございました。これはあくまでも全国的な話でございまして、本市、広島県に当てはまるかどうかは、ちょっと確認できておりませんが、でもそういうニーズが高まっているというのは、現実でございます。

具体的には、利用実績では、2から30ヘクタールまでの中・大規模層のサービス利用実績が伸びていると。幅がありますけど、2ヘクタールから30ヘクタールが増加傾向にあると。

一方で、栽培面積が10~クタール以上になると、公開されている情報 不足だそうです。情報不足が多くなっている結果があるということです。 本市でのサービス利用実績は、恐らく、ないんですからゼロです。ゼロと考えられますが、認知度が、先ほど課題とした認知度が高まり、それから需要が増える要因とすれば、農水省の調査結果から判断すると、これまで取り組んでこられた農家の法人化率が高くなると、そうした利用を求める傾向が高くなるのではと判断ができます。だから、法人化を 今までも進めてきたし、これからも恐らく進めるだろうという中では、 この支援サービスが重要な位置づけになるんではないかなというふうに 思います。

現実に、島根県等は、昨年、新聞報道がございましたけれども、過去 最高の法人化率になったというのが、最近出ておりました。ちなみに、 本市のホームページによる農業データというのを調べてみましたけれど も、農業経営体数は2020年農林業センサスにより、団体経営体数が50経 営体で、そのうち法人経営体数は43経営体であり、さらに集落営農数は 37集落というふうになっておりました。

要するに、本市にとって農業支援サービスに取り組むかどうかの判断は、これらの経営体数の増減に大いに影響するのではというふうに私は思うんですね。

これらのことを踏まえた今後の取組は、再度考えていただけたらということで質問しておりますが、市長の見解を再度お伺いいたします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 御質問の中にもう既に答えがあったように受け止めていますが、私の 口から申し上げれば、法人化、これを促すことが鍵を握っている、それ に向けて、市はこれまでも注力してきましたし、これからもそれを促し ていきます。これに尽きると思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 そういうふうに法人化をこれからも促していくんで、私も長々と話を しましたけれども、そこへいくまでの経緯が、話をさせていただきたい ということでしたんですが、法人化をする以上は、率を高めていくこと になると、やっぱりそういうことも、農業支援サービスを考えていただ きたいということでございますので、そういう理解をしていただいてい るというふうに判断させていただきます。

次の質問に移ります。

○宍 戸 議 長 秋田議員に申し上げます。

質問の途中ですが、換気も含めて、13時まで休憩といたします。

午後 0時59分 再開

~~~~~()~~~~~~

〇宍 戸 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。 秋田議員、質問を続けてください。

秋田議員。

○秋 田 議 員 続きをよろしくお願いいたします。

では、1番の(2)の質問に移らせていただきます。

先般、地域の農地利用の将来像を描く「人・農地プラン」を「地域計

画」として法定化する農地関連法が成立しました。これを、具体的には、 人・農地関連二法と言い、基盤強化促進法と農山村漁村活性化法の一部 改正ということだそうでございます。

これを受け、各市町には地域計画の策定が求められ、将来の農地の受け手を明確にし、それに沿って農地を集約していくためのものと認識いたしております。また、農水省は、2023年4月を想定する法律の施行までに、地域計画に関する政省令をまとめるとしています。この取組に対する見解についてお伺いいたすものでございます。

まず、①です。本市における「人・農地プラン」の策定状況について お伺いするものでございます。

私なりにホームページで、安芸高田市人・農地プラン公表、令和元年で公表された地区を調べると、14地区しかなかったので、これがちょっとどうなのかということで、改めてこの策定状況について、お伺いをいたします。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 本市の策定状況でございますけれども、平成24年度から71プランを作成しております。そのうち、実質的には有効なプランは25プラン、参加集落62集落、カバー率は2割となっております。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 私が調べたと大きく違っておりました。これは、農地プラン公表ということで掲げてあったので、こうだと思ったんですが、実際には有効な プランが25プランということだそうでございます。

なぜこの策定状況についてお伺いしたかといいますと、今度この法案、成立したんですが、地域計画を立てるのにですね、既に25地域でしたか、策定してある地域と、この法定化されて新しくつくらなきゃいけない地域、さっき71プランか、があったりする中で、法定化されて作成するということになると、かなり大きな違いがあるという観点から伺いましたが、これをこれから法定化されたときに、策定していく段階において、その課題があるかないか、そこらあたりの見解はどのようにお考えか、再度お伺いしたいと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 次の質問にはまだ入られてないという前提でお話をしますと、先ほど 部長の説明にあった、カバー率が2割というところですね。71つくって、 そのうちで25ですと、それでカバー率2割ですと。これは、やはりちょっとでも上げたほうがいいと。上げれるものなら上げるべしと考えています。ただ、これが上がっていない、2割にとどまっている理由というものがあります。

例えば、1つ挙げれば、農地というのは、この自然体至るところにあ

るんですが、条件はばらばらです。例えば、日当たりがいい、悪い、水はけがいい、悪い、それこそ土壌がいい、悪いですね。そうしたとき、くまなく全てにおいて同様の対処というのが難しい。ここまでが今、分かっている現状です。

ですので、先ほど法定化の話はあったんですけれども、ちょっと次の質問にも入っていくんですが、非常に法定化するにしても、難しい、課題が多い取組になると認識をしています。ちょっと次を気にしながらなので、うまくお答えができていないんですけれども、よろしければ、次のところでまたお答えさせていただければと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 それでは、次の質問に移ります。

「地域計画」について、今後の取組に対する見解、今、課題の話もしていただきましたが、そういったところが今から大切になってくるということで、ぜひ見解のほうをお伺いいたしたいと思います。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 現状はまだ関連法案ができたばかりというところで、これから政省令が出てきて、それを踏まえて、この人・農地プランのですね、具体的な取組を検討していくという流れになります。なので、ほとんどこれから、まだこれからという作業です。

その上で、先ほどの課題に関わるところなんですけれども、もう少しお話しすると、このプランの法定化、作成に関しては、地域での協議の推進とかをするために、人が、人手が必要です。ただ、その人員、残念ながら、それこそ職員の数からして、余力はあまりありませんので、その計画の作成作業においては、具体的に何をどうというのはこれからなんですが、効率化が必要になってきます。確実に。限られた人員で、この新たな作業を進める必要があります。

あとは先ほど申し上げた、農地によって状況が違います。地域ごとに 状況が異なりますので、そのプランの作成の難易度ですね、それこそ1 個前の質問にありましたが、担い手がいたり、いなかったりですね、そ れも含めて、難易度を見極めながらの対応になると考えています。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 今、まさしく市長から答弁を頂いた、今後の課題というのは、やはり 市町村がこれを策定するのに、この農業分野という書き方をしてあった んですが、農業分野の職員が減るという懸念、足りないという懸念があるということでございました。だから、こうした関係者の負担軽減に向けた支援を国に求めていくことも、今後必要であろうと。それがお金なのか、人員配置なのか。だけど、そこらあたりはまさしく市長の見解で今後取り組んでいただくところになると思うんですが、国に対して、ま

だ法案が決まったとは言いつつ、国に対して言うときはいつなのか分かりませんが、ともかくこのことで大切なのは、何か目標地図をつくるということで、これは10年先の農業を考えたものをつくっていくということになると、今いる方が、10年先を見越した策定をしていかなきゃいけない。そこに行政としての支援も、それから金銭的なこともあるかも分かりませんが、国の支援、そこらをしっかり見極めて、これから取り組んでいただきたいということですが、質問にしなきゃいけないんで、再度、国に対しての見解はどのようにお考えか、お願いいたします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 国にですね、意見を言っていこうにも、まだ国のスタンスというのが はっきりしていない部分がありますので、やはり政省令、これをじっく り見極めて、見極めながらですね、こちらの要求というのを主張してい く必要があると考えています。

ただ、とにかく大事なのは、秋田議員が今、御指摘されたとおり、今の問題だけではなくて、10年後、もっと先も見据えた課題、その解決になりますので、中長期的な視点に立って、何が必要か、それを市役所全体で考えていきたいと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

〇秋 田 議 員 それでは、大枠2点目の、学校におけるコロナ禍での熱中症対策についてということで、教育長さんのほうにお伺いしたいと思います。

気象庁によれば、今年の夏、6月から8月も、全国的に平年より高い気温になることが予測されております。こうした状況でも、引き続きマスク着用といった、コロナ禍における「新しい生活様式」への対応が求められ、学校現場では、熱中症に対する警戒がより一層必要になってくるのではと思います。

これまでも、各学校の先生方の御尽力により、いろいろな対策が講じてこられたとは認識し、御苦労もされているというふうに思っています。国会でも、これは5月31日、参議院予算委員会でした。マスク着用についての議論がされており、近いうちに結論が出るのではとは思いますが、学校での対応・対策は待ったなしの状況であるとの観点から、確認も含めて、以下のことについてお伺いいたします。

つけ加えますと、6月10日に文科省のほうから、各都道府県教育委員 会宛てに、夏季における児童生徒のマスク着用についてとの通知があっ たことは、私のほうも認識いたしておりまして、あえて次の質問をさせ ていただきたいと思います。

まず、(1)でございます。

マスク着用による課題として、長時間の着用は体に熱がこもりやすくなったり、息苦しくなったりして、熱中症のリスクがより高まると言われています。こうしたことへの対応は、教職員も児童生徒も、まずは自

身の判断が重要になってくると私は考えるのですが、ここらあたりの指導も含めて、教育長の見解をお伺いいたします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長

これまでもいろいろな場面で周知をしてまいりましたが、体育の授業や運動部の部活動、休憩時間等において野外での活動、登下校時など、 三密が避けられる場合はマスクを着用しなくてもいいということを指導 してきております。

5月21日付で、文部科学省から、学校生活における児童生徒等のマスクの着用についてという事務連絡がありました。熱中症のリスクが高い夏場を迎えるに当たり、マスクの着用が不要な場合や、留意事項を改めて学校に通知したところです。

なお、議員からありました、マスクを外す判断等につきましては、とりわけ小学生は自己判断で外すことが難しい場面がありますので、教員が積極的に児童に呼びかけるよう、通知の中で周知を図っております。

〇宍 戸 議 長 答:

答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員

ただいま答弁いただきました。

児童生徒、自己判断、それを私も質問させていただいたんですが、そ ういうことの答弁だったと思います。

これを質問した経緯の中で大事なことは、熱中症が命に関する重大な問題であることを認識した上で、児童生徒に対して、その危険性をまず適切に指導しなきゃいけないと。それから、様々な理由から、マスクの着用を希望する子もいるんだろうと思われますが、そこにも適切な配慮が必要になるだろうというふうに思います。

したがって、さっきありました、教職員の皆様には、既に配慮はされているとは思いますが、児童生徒が自身の判断をもってつける、外す行為をしっかり指導していただきたいというふうに思います。

また、一番ここ大事なんですが、それほど高くない気温でも、熱中症は発生するという例があるそうでございます。気温が25度から30度でも、湿度が高い場合には、発生しているという点に配慮が必要で、それが室内での熱中症発症の要因にもなっているそうです。ここでも、教職員に共通認識をしっかり持っていただきながら、暑くないから大丈夫と思うのではなく、活動中の児童生徒の状態を当然見ていただいていると思うんですが、よく観察をしていただきながら、異常がないかをしっかり確認していただきたいというのが私の思いでございます。

同時に、昨年5月に、環境省と文部科学省ですか、発出した、学校における熱中症対策ガイドラインの手引をしっかり活用されて、されていると思いますが、環境、体、行動のいずれかの要因でも発生する熱中症を引き起こす3要因に十分対処していただきたいと考えます。現況で、このような対処の仕方については、学校対応について、教育長はどのよ

うに把握され、共通認識の徹底を指導されているかという点を、再度お 伺いしたいと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 秋田議員、質問の2ではありませんか。まだ1ですか。

先ほどの質問に関わりまして、昨年度の状況を申しますと、熱中症の 疑いがあるということで、救急車を要請した事案が4件ありました。し かし、これは全て軽度ということで、すぐ学校あるいは自宅のほうに帰 っております。

さらに申しますと、昼休憩を短くする、あるいは部活動を中止する、 そういった対策を講じながら、この熱中症対策にそれぞれの学校のほう が取り組んでくれております。

また、中学校の部活動で言いますと、塩分を含んだタブレットといいますか、そういったものを飲用といいますか、しながら、様々、それぞれの学校実態に応じた工夫をしながら取組をしておりますし、また、学校によりましたら、体育館の広さといいますか、空間の大きさ等、様々ありますので、大型扇風機を常時回すなど、いずれにしましても、それぞれの学校実態、生徒実態に応じた対応をしてくれているというふうに把握をしております。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員

しっかり対策のほうはしていただいているということで認識いたしますし、私は、改めて言うべきことではないかも分かりませんが、大事な子どもたちでございます。今からが一番大事な時期になると思うので、質問させていただいております。よろしくお願いします。

2番目の質問に移ります。

スポーツ活動での熱中症予防について、暑さ指数、この暑さ指数というのは、熱中症のリスクに影響を与える要素である湿度、日射など周辺の熱環境、それから気温の3つの要素を元に算出された指数だそうでございますが、この暑さ指数が大きく左右すると聞いていますが、マスクは取れるようになったんですが、その対策等についての見解を改めてお伺いしたいと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長

実は、先ほどもこの暑さ指数に関わって、答弁をさせていただきたかったんですが、学校はそれぞれ現在、暑さ指数を計るチェッカーを、令和元年度、全ての学校に配布をしております。それに基づいて、これが完全ということではありませんが、このチェッカーを基にしながら、参考にしながら、先ほど申しました休憩時間を短縮する、あるいは外での遊びを中止するといった形で、その日の状態に応じた対応を取っておるところでございます。

議員のほうからありました、学校における熱中症対策ガイドライン、これ、令和4年度5月の6日の学校通知をしておりますが、この中にもそういったことが細かく書かれておりまして、いずれにしましても先ほどと同様でございますが、学校のほうが、いわゆる熱中症対策といいますか、熱中症は命に関わる問題だということでですね、ややもすると、そのマスクよりも重要視しているという、そういう観点の中で、現在学校のほうは取組を行ってくれております。

今年度のところ、今まだこの熱中症に関わっての大きな事案というのは、報告が入っておりません。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 チェッカーの活用ということでございます。

私も再質問で考えていたのが、今、教育長おっしゃったように、熱中症対策ガイドラインの中で、環境省、これ環境省になってましたけれども、暑さ指数に応じた注意事項等として、暑さ指数を4段階に分けて、それから熱中症予防、運動指針として、運動中止、厳重警戒、警戒注意と、4項目で対応することと掲載されてございました。その暑さ指数の測定に、さっき言ったチェッカーというのを使われるんだというふうに思いますけれども、ここで大事だと思うのは、スポーツ活動、マスクをしようとすまいと、スポーツ活動における熱中症の事故は、梅雨明け直後など、急に暑くなったとき、暑さ指数が31度以上になったとき、一番上の、グレードが上の部分ですね。多く発生する傾向にあると伺っております。だから、ここの部分をしっかり、教職員、やっていただいていると思うんですが、見極めていただくということと、共通認識の徹底、こういうふうにしましょう、ああしましょうという認識をですね、しっかりしていただかなきゃいけないと思う。していらっしゃると思いますが、質問なので、再度見解をお伺いします。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 先ほど出ております暑さ指数チェッカーというのはですね、要するに活動場所ごと、あるいは活動時間ごとに測定することが大事であるというふうに言われております。学校におきましては、養護教諭を中心としながら、常にそのチェッカーに基づくチェックでありますとか、それによる適切な対応というのを、各学校のほうで現在行っておるところでご

先ほど申しましたが、これも部活動にしても休憩にしてもそうですが、 例えば、小まめな単位での休憩、あるいは給水といったようなことも、 現在、重点的に取り組んでおります。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

ざいます。

○秋 田 議 員 しっかり取り組んでいただいているということで、認識させていただ

きます。

次の3番目の質問に移ります。

暑熱環境を改善する機器の整備も重要と考えます。例えば、教室での 風通しをよくするためのサーキュレーターの配備、それから、エアコン が整備されていない体育館に大型扇風機、先ほどお話しいただきました けれども、気化熱式冷風機、あとスポットクーラーの導入等、いわゆる 現実的な暑さ対策となる設備や機器の整備を急がなければならない、整 備されているのかも分かりませんけれども、急がなければならないと考 えるのですが、現況と見解についてお伺いをいたします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 学校の普通教室にはエアコンが完備され、暑さに対する環境は改善されてきております。新型コロナ感染症対策としましては、先ほどもありました、定期的あるいは常時窓を開けるなど、換気の徹底を図っておるところでございます。

一方、体育館にはエアコンがありませんので、通常は窓や扉を開けて使用し、状況に応じて大型扇風機などを併用しております。また、先ほどから何度も申しておりますが、チェッカーを活用し、休憩を小まめに取る、あるいは水分補給を徹底する等の対策を行いながら、取組を行っているところでございます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員

この最後にこの質問をさせていただいた最たる理由は、私があまりに学校の実態が理解できていないということを暴露したようなものなのですが、各学校ごとでその器具の設置状況とか、違うんだろうと思うんです。先ほどは、窓を開けたり、大型扇風機の話はされましたけれども、市内幾つか学校がある中で、これは統一はされてないと思うので、各学校の対応です。心配をするのは、それが一律でないということになると、この学校はできている、この学校はできていないというのは、どうもそれはちょっと矛盾を感じるので、そこのところをやっぱりきちんと対応していく必要があるんじゃないかということで、お伺いしております。

当然、その対処、対策を講じるには、経費、いわゆる予算組みも必要でしょうし、そうした現状把握は、学校から上がってくればいいですけれども、やはり教育の長たる教育長さんがしっかり把握はすべきだと思うので、そこらあたりの見解と、通告はしてませんが、市長に、そうしたときには予算的なことが要るので、まだ今から、先ほど話したように、梅雨明けにそういうことが多発するとしたらば、対処する必要があるということで、それは予算づけは今度はこっちになったりすると思うので、そうしたところの見解を最後にお伺いしたいと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 一体的な学校への、先ほどありました、例えばサーキュレーターでありますとか、大型扇風機といった整備は、一律的には行っておりません。ただ、これまでも校長の要望に応じて、可能な限り、先ほどの大型扇風機でありますとか、様々な用品を学校のほうへ配置する努力はしております。今後、再度調査をかけて、一律的に何か有効な機器を配置するほうがいいということになれば、また、市長等と相談をさせてもらいながら、努力をしていければというふうに思います。

○ 宍 戸 議 長 続いて答弁を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 一律という表現があったので、少し私の見解を申し上げておくと、必ずしも一律にはならない、しなくてもよいのかなと思います。なぜならば、これちょっと言葉の使い方の問題なんですが、学校それぞれで状況が違うからです。立地も違えば、校舎も違うし、中にいる子どもたちの数も違います。そうしたときに、画一的な対応にならなくてもいいのかな。そうじゃなくて、それぞれをしっかり把握した上で、必要な措置をしていくという、何て言うんでしょうか、方針ですね。これをしっかりと教育委員会と共有しておきたいと思います。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 秋田議員。

○秋 田 議 員 以上で私の一般質問を終わります。

〇宍 戸 議 長 以上で、秋田議員の質問を終わります。 続いて通告がありますので、発言を許します。 15番 石飛議員。

○石 飛 議 員 15番、無所属、石飛慶久です。

通告どおり、1点についてお伺いしたいと思います。

安芸高田市都市計画マスタープランについて。

昨年度は課題分析され、今年度は計画策定として、令和4年3月25日に 第1回・第2回安芸高田市都市計画マスタープラン等策定委員会が開催され、令和5年2月に計画確認として、残り3回開催される予定です。

市町マスタープランは、都市計画区域マスタープラン及び市町の基本 構想に即して定められるものであり、住民に最も近い立場にある市町の 創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すものであります。

1番としまして、安芸高田市都市計画マスタープラン等策定委員会さんの資料5「マスタープランと立地適正化計画の概要」、都市計画マスタープラン策定の必要性として、【本市の都市計画上の課題(吉田町中心周辺での例)】として、具体的に、接道要件を満たせず、建物を建設できない(吉田町吉田周辺)、工業系用途地域に余剰がない(吉田町吉田周辺)、シャッターの閉じた店舗(吉田町商店街)、都市計画区域外における宅地開発(吉田町可愛地区周辺)、以上の4点を掲載されています。この4点の課題解決をする都市計画事業の具現化を目標とした計

画策定かをお伺いします。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

〇石 丸 市 長

まず最初にお断りをしておくんですけれども、先日来、答弁の中において、部長が答える回数が増えていることにお気づきかと思います。それはなぜかといいますと、窓口で聞いてもらえれば、そこでお答えできるものについては、部長のほうに任せるという方針で運用しています。

なぜならば、これも改めてお伝えしますが、単なる事務的な見解をただす、聞くものや、制度の内容の説明を求めるものというのは、一般質問として適当ではないとされているからです。

その意味において、大変恐縮なんですけれども、頂いた通告の質問というのは、基本的には部長に対応させるべき内容ですが、ただ、部長のほうが説明しづらいということでしたので、今回においては私からお話をします。

資料にあるとおりです。資料に書いてありました、このように。都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針ですと。ここが一番大事です。基本的な方針がマスタープラン。つまり、都市マス自体は事業の具体化を目標としません。したがって、例示された4点の課題については、都市マスに基づいて検討していくという流れになります。

○宍 戸 議 長

答弁を終わります。

石飛議員。

○石 飛 議 員

大変丁寧な御説明いただきまして、部長に聞けば分かるというような質問、部長のところへ行っていいんですか。今後、なら、そのようにさせていただきます。今までは要望とかいろんなことで、所管事務所、窓口を荒らすなと言われていたんで、ちょっと遠慮しとりました。今後、部長のほうへ、また窓口へ行って、いろいろと、議員として、議員活動を進めてまいりたいと思います。

先ほどの答弁ですが、マスタープランについて、ただ単に方針を示しただけだと。そんな市長答弁でよろしいんですか。このマスタープランは、方針を示して、個別計画へ持っていくためのマスタープランですよ。そうじゃないんですか、市長。

○宍 戸 議 長

答弁を求めます。

石丸市長。

〇石 丸 市 長

まず、正確な御認識を皆さん、お持ちいただければと思います。

事務や制度について分からないことがあったら窓口で聞ける、これは全ての市民に認められています。当たり前です。それを断ったことはないはずです。その上で、議員として所管事務調査等、それはまた別の問題です。調査ですから。執行部の事務として調査をする等ですよね。委員会がないとき、定例会がないときに、調査する。これをむやみやたらにされては、執行機関、止まってしまうので、そこは制限されています。全く別の問題です。なぜ今、あのように発言されたのか、ちょっと理解

ができないんですけれども、全く別の話ですので、そこは冷静に認識を 持ち直していただきたいと思います。まずこれが1つ。

その上で、マスターというのは、大もとのという意味です。大もとの プラン、プランは計画です。なので、繰り返しますが、都市計画に関す る基本的な方針、これがマスタープランです。そのように資料にも書い てあります。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 石飛議員。

○石 飛 議 員 私も感情的にならず、市長とやりとりをしなくちゃいけないとは思ってますが、市長のいろんな発言、言葉を切り取って、ああ言やあ、こう言う、こう言やあ、ああ言う、本当に誠実性と倫理観があるのかなと疑います。

本日もいっぱい質問者が質問した、何か話を聞いても、平気で誤解されるような言葉、例えば、世界一住みたいまちづくり、と思えるという、小さく字を書く、人に誤解を与える手法、どうなんでしょうね。市政の動きで、居眠りとおぼしき態度、そういったことを言って、人にあなたが眠るような態度をするから、おかしいと。

○ 宍 戸 議 長 石飛議員に申し上げます。 質問に入ってください。

○石 飛 議 員 さっき市長も言うたじゃないですか。それに答えてるんですよ。一問 一答になってると思いますよ。

○宍 戸 議 長 質問につながるんですね。

○石 飛 議 員 はい、分かりました。質問に続けていきます。

実際にそういった執行部と議会が対立構造をつくっているのは、市長でしょう。だから議員が、なかなか執行部の窓口へ行けなくなる状況をつくってるじゃないですか。それが原因ですよ。よく理解してほしいと思う。

先ほど言われたマスタープラン、施政方針でも、それは当然ですよ。 じゃあ、どこを基本としたマスタープランなんですか。何を基本とした。 答えてください。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石丸市長 まず1つ、議長、きちんと議事進行をお願いします。

そしてもう1つ、石飛議員、自分で言った、感情的にならない、それ をしっかりと徹底してください。見ていて恥ずかしいです。

マスタープランが何に基づいてあるか、それ全部資料に書いてありましたよ。読み上げさせましょうか、部長に。

(「基本を聞いてるんですよ」と呼ぶ者あり)

○宍 戸 議 長 答弁を続けてください。

〇石 丸 市 長 データ、それからアンケートを踏まえ、書いてありましたが、委員会 で議論をしています。それらがマスタープランのベースになっていきま す。そこからマスタープランは生まれます。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 石飛議員。

○石 飛 議 員 データとか意見とかが基本ではありません。基本は都市計画区域を基本として、市の全体像を考えて、そのデータとか意見を集約するんです。 それがマスタープランです。そうじゃないんですか。分からなければ、 部長に聞いてみてください。もう一度答えてください。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 あのですね、そういうしょうもない揚げ足取りに、私もつき合い切れないんです。よろしいですか。認識がどこまであるか分からないので、私も端折りながら言ってるんです。今、石飛議員がおっしゃったのは大前提です。県が定めるマスタープランがあります。それはみんな知ってると思って、御存じですよね。少なくともこっちは全員知ってますよ。議員の皆さんも、御本人も認識があるだろうから、その先、今やってるのが都市マスタープランです。安芸高田市のマスタープランをつくってます。その上位計画についてはもうできてます。なので、それは所与のものとして、所与という意味はお分かりですかね。前提としてです。与えられたものとして、うちのマスタープランをどうつくるかとなれば、このまちの現状を押さえた上で、把握した上で、それがデータであったり、アンケート結果なんです。それを持ち寄って、委員会がつくられ、委員が議論してつくる、この説明のどこに矛盾があるとおっしゃるんですか。私はこれで、市民のほとんどは理解できると思います。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 石飛議員。

○石 飛 議 員 あなたのロジックはよく分かります。理解できます。が、私の言って ることもしっかり聞いてください。

もう一度繰り返します。

4点の問題解決をする都市計画事業の具現化を目標した計画策定なのかを伺います。はっきり答えてください。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 ぜひ後で、この動画をユーチューブで御覧になっていただきたいと思います。最初の答弁で、都市マスは事業化の具体化を目標としませんと、原稿を読み上げました。違います。例示された4つの課題については、これもう1回読みますよ、原稿。都市マスに基づいて検討していくんです。その先のステップです。ステージが違います。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 石飛議員。

〇石 飛 議 員 これは一般質問です。私も定義とか、その計画がどうのこうのとかい うものを聞いてるんじゃない。市長に対して、このマスタープランをつ くった先はどうするんですか。事業計画を考える予定、そういうものを 前提として、マスタープランをつくってるのかどうかを聞いてるんじゃ ないですか。あなたのロジック、分かりますよ。私のロジックは分から ないでしょう。だからかみ合わないんですよ。かみ合うようにしましょ うよ。ね、分かります。

だから、全然その先は考えてない。一応、マスタープランをつくった よ、課題を提示しましたよということで、理解させてよろしいんですね。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 正直ですね、私も非常に心が痛むんですね。目の前で私より年齢が上 の方が、何かこうけんか腰なですね、子どもじみた話し方をされると、 何なんだろう、これはと、非常に、本当に心痛がもうたまらないです。 もう一度だけお話しします。

都市マスタープランは、正確に言います、都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針です。なぜ、4つの課題が示されているかと、例示されているかといえば、こうした具体的な課題を解決するために、基本的な方針を立てなきゃ、対処できないからです。個別に対処してたら、このまち、ぐだぐだになります。実際、なってきてます。だから、マスタープランをつくると、マスタープラン策定しますと言ってからずっと説明しています。何のためのマスタープランなのか。これは総論中の総論です。安芸高田市にとって。総論の中には各論が入ります。言わせないでください、こんなこと。その各論を論ずるのは今ではないと、次のステージだと、先ほども申し上げました。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 石飛議員。

○石 飛 議 員 だから、そのステージを、じゃあそのステージはいつ頃の予定ですか。 策定委員会は令和5年の2月に一応終了予定です。その先の予定はお考え はあるんでしょうか。

○石 丸 市 長 そこまで分かっていて聞かれるのがよく分からないんですが、マスタープランの策定、しかる後に各論に入ります。もちろんそれは、1個を終わってから次という、並立がないわけではありません。ある程度は各論も総論を考える中で、イメージはしていきます。ただ、何回目か分からないんですが、総論と各論です。マスタープランは基本方針、基本方針なくして各論の議論はできないですよ。なので、まずはマスタープラン、目標の時期も示してあります。その中で、もうついでに後ろのほうの質問にもかかるんですが、申し上げると、個別の施設をどうするかという話、それこそマスタープランができた後の話です。治水対策がどうとか、道路をどうするとか、そのような都市施設というんですが、これを定める云々は、マスタープランにのっとって議論する話ですので、今

ではありません。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 石飛議員。

○石 飛 議 員 ここで止まっても、1番で止まってもいけないし、市長もちょっと次の質問に書いてある項目も踏まえられて言われたので、答弁いただいたので、1番の問題としては、最後の1問をお伺いして、次へ進みたいと思いますが、この吉田町の都市計画区域には、問題点が4点しか掲げられていませんが、本当はこの4点以上に、もっと都市計画区域の住民の意見を吸い上げて、このマスタープランに掲載すべきとは思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 4つというのは、特に理由はないですよ。紙面の都合がほとんどです。 本当は3つでも2つでもいいんです。大事なのは、こういう各論をするために、マスタープラン、大もとの方針をつくりますよという、ここだけ伝えるのが、このページのスライドの意図ですので、例が4個か5個か100個か、2個か3個か、そこは議論の焦点ではありません。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 石飛議員。

○石 飛 議 員 問題点が、課題が4個でも何でもいいんだと。少なくていいんだということですが、そんな軽いつもりでつくってらっしゃるとは思いませんが吉田町の可愛地区の周辺で、都市計画区域における宅地開発、こういった問題も、令和元年の6月に、可愛地区の拠点整備ということで、一般質問させていただきました。そのときに、立地適正化計画、必要じゃないんかということも、言いました。あれから3年です。こういった課題を吸い上げていただいたということは、私も恐縮しております。

ただ、このマスタープランというものの基本形というものは、都市計画区域、この区域をどのように将来像を作り上げていくべきかということが基本形です。先ほども言いました。そのために、県と連携するためには、マスタープランというものをつくる必要性がある。だから、マスタープランをつくらなくちゃいけない。それが基本形です。

では、次の質問にいきたいと思います。

第1回・第2回安芸高田市都市計画マスタープラン等策定委員会において出された委員からの意見(要約)について、策定委員会において廣中委員から出された御意見、「市が保有する優れた自然環境や神楽、毛利元就の日本を代表する地域資源など、市の強みも取り込み、魅力を高めることも取りまとめる。」とありましたが、資料7「全体構想・分野別方針について」吉田都市計画区域の都市計画に関する方針。歴史・景観への配慮、史跡、毛利氏城跡などに代表される多様な歴史・文化資源の保全を図るとあります。

神楽門前湯治村は美土里町にあります。吉田都市計画区域の都市計画

に関する方針に、神楽を取り込まれる可能性を伺います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 先ほど議論がかみ合わないというふうにおっしゃったんですが、その理由、原因というのは、認識が正しくないからです。先ほど御自身でおっしゃったので、理解をされているんだろうなと思いかけたんですが、やっぱりそうではないんだなというふうに思わざるを得ませんので、改めて御説明します。いきます。

吉田都市計画区域の方針。ここまでが名詞です。は、都市マスの上位 方針で、県が定めます。それを、広島県域都市計画マスタープランと言 います。

もう1回いきますよ。広島県域都市計画マスタープラン、県が定める もの、この中に

(発言する者あり)

○宍 戸 議 長 答弁を続けてください。

石飛議員、許可ない発言は許しませんよ。

答弁を続けてください。

○石 丸 市 長 その中に、吉田都市計画区域の方針というものが入ってます。昭和55年に、旧吉田町の一部が、この都市計画区域として制定されているので、吉田の名前が残っています。これをどうこうしようという話はしていません。別の話で、この安芸高田市の都市計画マスタープランを今、策定しています。その中には、これ資料にもありますが、神楽も含む地域資源の活用を盛り込む方針となっています。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

石飛議員。

○石 飛 議 員 どうも話がやっぱりかみ合わないと思いますね。それは市長のロジックもあるし、私のロジックもある。いろいろ考え方ある。答えは1つではない。あなたの言う、言ってることは、正しいとは思わないし、正しいですよ、間違いではない。でも、考え方はいろいろあるということも、認識していただきたい。

市長の言うことを聞かにや、腹が立つかも分からんが、そんなんじゃなくて、人の話をしっかり聞いてほしい。

私は、問いに書いてあるように、吉田都市計画区域の都市計画に関する方針に神楽を取り込まれる可能性を伺ったんです。それに答えてください。可能性があるかないかでいいです。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

〇石 丸 市 長 この件に関して、ロジックが幾つもあるなんてことはあり得ません。 単なる制度の理解、その説明の話しかしていません。もし納得がいかな いというのであれば、県に問い合わせて確認をしてください。同じ質問 をされます。 そういう意味で、私、あえて親切に回答したんですが、端的に言えば、吉田都市計画区域の方針に神楽を盛り込む可能性はゼロです。だって、関係ない話ですから。それは、もう1回言いますよ、それは県がつくったものですよ。なぜ、安芸高田市が盛り込もうとするんですか。安芸高田市がやっているのは、安芸高田市の都市計画マスタープランで、ここには神楽を含む地域資源の活用を盛り込むと、これ、先ほどお話ししました。

○石 飛 議 員 そういうことですよね。都市計画マスタープランというのは、総合計画があって、上位法があって、その下位の、それを一生懸命取りまとめても、結局は全体像だけのことです。だから、それは神楽を吉田地区に盛り込むことは、可能性は全くない。それでいいと思います。間違いないと思います。

では、次の質問にいきたいと思います。

前回は、前回というのは、都市計画が実施されたときですね。のことは、前回は公共下水道の整備等に対応して、記載事項として定められました。吉田都市計画区域には、農業用水路として弥三郎頭首工水利、竹屋頭首工水利の2つが存在します。これらの「その他の水路」について、今回の都市計画において、良好な住環境及び治水対策の都市施設として定め、記載すべきだと思いますが、お考えを伺います。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、議長の議事進行として、AじゃなくてBだと答弁しているので、 その後、いや、Aですよねって言われたら止めていただきたいんですね。 そのように言ってませんので、それは議事でただしたほうがいいと思います。

質問は、(3)に入っていたかと思うんですが、頭首工の話でしたよね。これもちょっとよく、まず、頭首工なんですけれども、この吉田地区、多治比川の流域だけで15か所あります。2ではないです。15もあります。そして、繰り返しになりますが、先ほど御説明したとおり、マスタープランは事業の具体化を目標としません。していません。ですので、この治水対策、頭首工を含め、それぞれを都市施設として定めるかどうかというのは、マスタープランに基づき、この先で検討していく手順となっています。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。

石飛議員。 〇石 飛 議 員 マスターフ

マスタープランがあって、次の段階でマスタープラン策定委員会から、地域別、都市計画、または開発区域、都市計画区域ですね、を対象に、より深く考えることであって、今は考える、答える必要はないということでよろしいとで、よろしいんですね。今、答える必要はないということでよろしい

んですね。

○石 丸 市 長 何を聞かれたいのかが、よく、もはや分からなくなっていますが、も う一度読み上げますが、具体的な都市施設を定めるかどうかというのは、 マスタープランに基づいて検討する手順となっています。段階的なステ ージがあるんですね。それに沿って対応していきます。それ以上でもそ れ以下でもありません。

〇宍 戸 議 長 答弁を終わります。 石飛議員。

○石 飛 議 員 それでは、このマスタープランを基に、手順にして、そこから考える べきだと言われるのであれば、その他の課題、当初の第1番の問題に返りますが、課題は4つしか挙げてない。考える必要性がないということで、削除されているというふうに捉えられてもおかしくないんではないですか。だったら、答えてもいいんじゃないです。その他の水路のことも、検討課題ですよね。市長からすんなり答弁が返ってきても、いいんじゃないですか。やっぱり、そんなに答弁ができないんですか。いかがですか。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 先ほど来、答弁をしています。

改めてお話をしますが、例示したものというのは、それそのものを解決しますよというために載せたわけではありません。これ、先ほど言いました。そうではなくて、各論、頭首工も含めてですよ。水利や道路、それらを議論するためには、総論が要りますよねという、ここのつながりを説明するための例示にすぎません。

じゃあ、ここの例示にですね、このまちの課題、全部載せるのかという話、1,000や2,000じゃ済まないと思いますよ。無数にあります。それを例示しなきゃ気が済まないというのは、一体何なんでしょうか。焦点がずれている、全く違います。そこではなくて、あの例示にこだわるべきではないんですよ。あれは、あくまでも各論が存在しますよねという示すためだけです。大事なのは、総論をこれからやりますよという、ここです。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。 石飛議員。

○石 飛 議 員 私も別に、マスタープランを否定しているわけでもないし、その先を どうしていただけるのか、その市として、市のトップとして、次の段階 を当然、考えていらっしゃると思う。マスタープラン、総論だけ書いて、 はいおしまい、そうじゃない、問題はようけある、1,000も2,000もある。 この計画区域を、事業を具現化するためには、また整理せないけん時期 がある。都市計画策定委員会、条例ありますよね。またその都市計画の 委員さんを集めて、審議会か、都市計画審議会。いつ想定されるか、考 えていらっしゃいますか。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

〇石 丸 市 長 私の説明を聞かれていらっしゃいますか。先ほど、2個か3個前の答弁 で言ってます。

> まず、都市マスタープランをつくります。その次のステージで各論の 議論が始まります。ただし、これが完了してから、次と、全てがなるわ けじゃなく、都市マスタープランを策定しながら、中には個別の議論も 始めていきます。

> ただ、とにもかくにも、この課題に対してどう解決すべきか、具体的な各論というのは、今、存在しません。当たり前です。存在してたら、委員会要らないじゃないですか。何のために委員会を開いてるか、考えて議論しているかというと、ないものを生み出すためなんですよ。そのために、今、労力を割いて議論をしています。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

石飛議員。

〇石 飛 議 員

しっかりとマスタープラン策定委員会で、来年の3月まで議論していただければいいと思います。そして、そのマスタープランの中の次の段階の都市計画をやっていただけるかどうか、個別計画をつくっていただけるか、都市整備計画事業を起こしていただけるか、よく分かりません。ただ、本気でやるんであれば、都市計画区域内の住民の意見を聴取する、それも並行的にやっていけば、もっと事業は早く進むんではないんでしょうか。

3番も4番も、4番も次も同じような質問をしております。市長とこう やってやりとりしても、私の言いたいことを聞く耳を持ってくれなけれ ば、これ以上議論しても前に進まない。私は具現化したい。あなたはま だまだ先をと言っている。どうしても平行線で、協議にならないでしょ う。

それは、次の段階だから、やらないよと言えば、それだけですよ。今考えてない。並行してやらない。考える必要ない。それだけ答えていただければ十分です。どうでしょうか。もう3番も4番も、4番も別にやらなくちゃいけないんで、3番、どうですか。お願いします。

〇宍 戸 議 長 石飛議員、質問ですからね、お願いしなくても結構です。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本当に理解をされてないのか、単に揚げ足を取りたくてそうしている のかが、もはや分からないんですが。

あのですね、課題を解決する気がないんですかみたいなふうに言われてましたけれども、そんなはずがあるわけがないですよね。皆さん、全

員理解されていると思いますよ。なぜならば、課題を解決する各論のために総論、マスタープランを策定するんだと言ってるんですから、どこにやらないという要素が入っているんですか。各論の議論はしません。でも、マスタープランだけつくって満足なんていう説明、私、一度もしてないですよ。目的のために段階を踏んでるという説明をずっと繰り返してます。なぜこれが理解されないのか。ちょっと分からないんですが、こちらから見ると、議員のほかの皆さんが、かなり苦笑いをされていらっしゃるので、ちょっと議会の中で、またよかったら議論をされてみてください。私からは今、お答えしたのが全てです。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

石飛議員。

○石 飛 議 員 私の質問にしっかり答えてください。

並行して、都市計画審議会を並行してやられたらどうですかという質問をしました。今はしない。都市計画マスタープランが完了するまではしないというように答えていただければ、それで十分です。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 いや、十分ですと言われても、そういうふうには一度も言ってません ので、ちょっと皆さんがかなりうんざりされてるんですが、もう1回い きますね。

都市マスタープランをつくってます。このマスタープランを基に、各論を議論していきます。ステージが分かれてます。ただ、これが全て終わってから次というわけではないです。先ほど3回ぐらい言いましたよ。なぜそれだけ言った、聞いたにもかかわらず、次ここやらないで、やらないんですかなどと質問がくるのか、私には分かりません。

もう1回言いましょうか。今ので伝わりましたよね。もう同じ質問をしないでいただきたいんですけれども、同じ答弁しか出てきません。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

石飛議員。

○石 飛 議 員 それは、計画を考えると言われたけど、都市計画審議会を開催すると いうことは一度も言われてませんよね。都市計画審議会を開催されたら どうですかっていって問いかけてます。お願いします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 都市計画審議会でございますが、この前回の策定委員会のときにお示しをした資料が、資料1からずっとあろうと思います。その資料3のほうにですね、計画策定に向けたスケジュールというものがございます。この中でお示ししていますのは、策定委員会を1回、2回が済んで、これから3回目を行う。一番下の段ですが、都市計画審議会の予定を挙げております。ここでは、5月、3月というふうになっておりますが、少しスケジュールのほうを修正しまして、都市計画審議会を7月と3月末に計画を

するようにしております。

以上でございます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

石飛議員。

〇石 飛 議 員 先ほど、猪掛部長が言われたんですが、資料というのはどの資料です かね。全体構想、分野別。

○宍 戸 議 長 暫時休憩といたします。

午後 2時14分 再開 ~~~~~~~~~~~~~~~

〇宍 戸 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○石 飛 議 員 都市計画審議会を7月に開催されるということで、しっかりと言っていただきました。できればそのときにですね、この3番の質問ですが、これを入れ込んで議論していただきたい。どうでしょうか。

○ 宍 戸 議 長 答弁を求めます。 猪掛企画部長。

○猪掛企画部長

マスタープランの策定委員会、まずその中でございますが、現在、基本的な構想、それから地域別の構想等をですね、まとめていく過程がございます。その中で、地域別の意見交換会であるとか、吉田地域については、特に都市計画、立地適正化計画等もございますので、その中で地域の方々の意見を聞く機会、そういったものを設けるようにしております。

この都市計画審議会では、そういった細かい部分については、事業化であるとか、そういった部分については審議をするようになっておりません。あくまでも、先ほどから申しております基本的な構想、プランを、こういう方向でまとめていっておる、途中経過と、こういうことで完成しますということをそこで報告させていただくという流れになると思います。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

石飛議員。

○石 飛 議 員 ありがとうございます。

特に都市計画区域の方々の住民の意見を聴取していくということを言っていただいたので、非常にありがたい説明だと思います。マスタープランはマスタープランで、粛々と策定に向けていただければと思います。そのときに、その他の水路の意見も聴取していただけると思いますので、吸い上げて、また審議していただければと思います。

次の質問に入りたいと思います。

吉田都市計画区域には、「ゾーン30」速度規制エリアが存在します。 対象道路またはエリアを都市計画において、安心安全な通学路、住環境 の都市施設として定められるべきと思いますが、考えを伺います。 としておりますが、答えは3番と一緒で、都市計画審議会において、 地域エリアの関係は住民の意見を吸い上げていくというお答えと理解し てよろしいでしょうか。お伺いします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今日、10回ぐらい話をしたんですけれども、マスタープランは総論です。それにのっとって、今、話に出たのは道路ですが、都市施設として定める云々は、議論をまたしていくことになります。

ただ、個別に言われたので、これも市民にですね、間違った認識がいっては困るので、ただしておきますが、ゾーン30を都市計画とするというのは、そもそも認識が正しくないですよ。ゾーン30というのは、要は速度規制ですよね。30キロまでにしましょうと。これは、道幅が狭かったり、歩道がなかったりで、危ないからやむを得ず、ゆっくり走ってねというものです。都市計画というのは、道そのものの在り方を議論しているわけですから、ゾーン30はめようねなんていう各論は出てきません、当然。もっと大きなスケールで、このまちの道路というインフラをどうすべきかというのが、都市計画マスタープランであり、その先に出てくる都市施設になりますので、ゾーン30が出てくるというふうには理解をしていただきたくないと、それは誤った認識ですので、ここでただしておきます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

石飛議員。

○石 飛 議 員

何か市長のしゃべり方聞いてると、石飛は違った伝え方をしているというように聞こえて、私がうがった偏見な聞き方をしてるのかも分かりませんが、私が書いてあるには、ゾーン30、速度規制エリアが、都市計画区域にありますよと書いてあります。都市施設として必要なのは、対象道路、またはエリアを都市計画としたらどうですかと書いてあります。市民というのは、言葉一つ一つで違った受け止め方をします。誤解もします。そういったことのないように、私も居眠りとおぼしき態度ということで、居眠りをしたという誤解な態度を与えたかも分かりませんが、居眠りはしておりません。そうやって、目を細めて笑って、人を小ばかにされるのもいかがだろうかと思います。本当に誠実性と倫理観、内部統制は、しっかり本市はなされているかどうか、疑問に思うところです。

本日の一般質問、以上で終わりとさせていただきます。

○宍 戸 議 長 以上で、石飛議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、明日6月16日午前10時から再開いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~

午後 2時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員